予 算 決 算 常 任 委 員 会
総 務 産 業 分 科 会 記 録

1. 開催日時　令和 8 年 10 月 1 日(木)　午前 9 時 33 分

2. 場　　所　市議会第 3 委員会室

3. 出席委員　上田分科会長、米弥副分科会長、重廣委員、中平委員、首藤委員、
谷村委員、田村(大)委員、南野委員、重村委員

4. 委員外出席議員　吉津議長

5. 欠席委員　なし

6. 執行部出席者　別紙のとおり

7. 議会事務局職員　大嶋局長、宮本次長

8. 協議事項
9 月定例会本会議(9 月 29 日)から付託された事件(議案 1 件)

9. 傍聴者　　1 名

会議の概要

・ 開会　9 時 33 分　　閉会　14 時 45 分
・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 8 年 10 月 1 日

総 務 産 業 分 科 会 長　　上 田 啓 二

記　録　調　製　者　　宮 本 啓 治

― 開会 09:33 ―

上田分科会長 おはようございます。ただ今から、予算決算委員会総務産業分科会を開会いたします。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いします。

なお、質疑の際しては、「款」、「項」を省略し、決算書何々ページの丸々事業、あるいは主要な策の報告書、何ページの何々事業など、該当箇所を示して発言していただくようお願いをいたします。これより、9 月 29 日の予算決算委員会において、本分科会に分担されました議案 1 件について、審査を行います。それでは、9 月定例会議案第 22 号「令和 7 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って課ごとに行います。はじめに、消防本部所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

消防長 それでは、決算状況につきまして、前年度との比較における主な増減理由を説明させていただきます。消防費全体の決算額は、前年度と比較して約 2 億 5,380 万円の増額となっております。費目別では、第 1 目「常備消防費」は約 1 億 9,090 万円の増額となっており、これは、前年度、令和 6 年度に実施した西消防署庁舎建設事業の完了に伴う減額分を消防指令センター共同運用事業の執行額が上回ったことによるものです。次に、第 2 目「非常備消防費」は約 4,610 万円の増額となっており、これは通部隊の消防機庫建設事業と消防団員報酬の改定によるものです。第 3 目「消防施設費」につきましては、約 1,680 万円の増額となっており、これは耐震性防火水槽を 2 か所整備したことによるものです。補足説明は以上でございます。

上田分科会長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

中平委員 それでは、決算書 265、66 ページ、2目「非常備消防費」、事業コードは 010「消防施設等整備事業」の報告書は 154 ページでございます。この整備事業に云々ていうことではなくて、この整備事業をやられたあとでも、この消防団機庫のこの老朽化と言いますか、水道がない、トイレがない、控え室等も狭い、エアコンがない等、不備の多い機庫が、僕の調べではまだ多数あると思われます。これを今からどうされていくのかというのをお聞きします、

総務課長 委員お示しのとおり、消防機庫は消防団活動において、非常に重要な施設であることは重々認識しておりますが、建設から年数が経過し、老朽化が進行している機庫が多いことも事実でございます。これまでも、機庫の老朽化等を考慮して機庫整備を進めているところでございますが、過疎化の進展や団員数が減少している

現状も踏まえ、今後における機庫の建替え時には、機庫の集約や隣接部隊との統合も含めて整備を進める方針でございます。
重廣委員　委員長関連。今の非常備消防のことでございますので、関連として質問させていただきます。団員の定員、確かこの令和 7 年の 1 月ですから、年度で言いますと令和 6 年度になりますけど、消防は 1 月 1 日が頭ということで人数減ってますよね、定員が。それと、定員が減ったことによって、現在の団員数、定員が何パーセントぐらいおられるのか。
総務課長補佐　現在 90 パーセントです。
重廣委員　その 90 パーセント、人数を減らしたのに 90 パーセントっていうのはちょっとね。当然、最近子どもたちもいません。人口減少というのが謳われておりますが、この先、非常備消防、消防団として維持するためにどのような見解をお持ちなのか伺いたいと思います。
総務課長補佐　地元部隊による勧誘活動をはじめ、ほっちゃテレビや告知放送、広報誌などを活用し、引き続き加入促進を図っていきます。
重廣委員　広報周知活動は今伺いましたが、このまま、また減っていくようなことがあれば、また何年か後には定員を減らされる予定なのかどうか、そのあたりを伺いたいと思います。
総務課長　定員につきましては、まだ変更する予定ではございません。
中平委員　常備消防費に戻りますが、よろしいでしょう。報告書にはありません。決算書ページ、262 ページでございます。1 目「常備消防費」、コードは 010「消防職員研修事業」について、まず執行率と成果課題についてお伺いします。
総務課長　執行率は 69 パーセントです。成果と課題につきましては、各種研修により取得した知識を情報共有いたしまして職場全体のレベルアップを図っておりますが、これらの知識や技術は日々進歩していることから、継続して取り組んでいくことが重要と考えております。
中平委員　若干執行率が低いような気がしますが、その要因をお伺いいたします。
総務課長　消防大学校の入校負担金を計上しておりましたが、県から入校枠を得られず入校できなかったことと、救急救命士の気管挿管実習に伴います負担金を計上しておりましたが、病院側の都合によりまして救急救命士の気管挿管実習に派遣できなかったことによるものでございます。
中平委員　研修事業と言いますと、僕らは今ハラスメント防止等の研修もなされておりますが、消防ではどのように取り組んだのかお伺いいたします。
総務課長　日頃のミーティングや教養会におきまして職員とコミュニケーションを図り、職員が働きやすい環境づくりに努めているところでございます。
中平委員　それに対してですね、メンタルヘルスケア等もこの事業に含まれていると思われますが、含まれていればどのように取り組まれたのかもお伺いいたします。

総務課長　メンタルヘルスケアにつきましては、この事業に含まれてはおりませんけども、市全体の取組といたしまして実施されている、メンタルヘルスケアに職員を派遣して研修に参加し、研修を積んでおります。
上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに、質疑がございましたら。
重村委員　それでは、説明資料 152 ページです。決算書 264 ページです。ここに、令和 7 年度で災害用のドローンが整備されたということで報告が上がってきております。ドローンを購入されて配置ということがもうされていると思うんですけど、現状ですね、長門市は災害が比較的ありがたいことに少ない自治体ではありますけれども、配置されて、実際に今度運用していく、その適宜その場面で運行させるというところで、現状と今後の課題というのをお持ちでございましたら教えていただきたいというふうに思います。
消防本部次長　現状につきましては、災害現場で活用しております。それと、今後の課題につきましては、操縦士の育成と言いますか、今持っている技術の向上に努めているところでございます。
重村委員　ちょっと逆になるかもしれませんが、実際に配備されて 1 回も飛んだことがないのか、差し当たって大きい災害っていうのは、私の認識ではなかったなというふうに思うんですけど、実際には災害がしょっぱなっていうわけにいかないと思うんですよね。やはり、訓練のためにも飛ばすという訓練も必要でしょうし、技術を向上させるっていうことも必要でしょうけれども、そこらあたりっていうのは、どういう現状なのか、ちょっと教えていただければと思います。
消防本部次長　日頃の訓練も行っておりますが、令和 7 年度に災害現場、火災原因調査に 1 回飛んでおります。それと、令和 8 年度には火災原因調査のために 4 回と、山林で道に迷った事案が 1 回と、山林から見える煙の現場確認に 1 回飛んでおります。
重村委員　何て言いますか、こういうのは私は良い取組でもあろうと思いますし、今の先進技術を利用して、やっぱりいち早く災害に的確に対応していくっていうことは、自治体に求められていることだと思うんですけど、これを見ると確か購入の予算の予算審査の時にですね、消防の仕事以外では使わないのかって言って、使わないという返事で、それはそれでいいんですけどね。私は、実は災害が起きて動かすっていうことも必要でしょうけど、災害がもう想定されるっていう時に、いち早くやはり消防署として情報を取るっていうことも私は必要であろうと思うんですけど、他の自治体を見ると、今年の夏なんかも、やはり思った以上の豪雨であるとかですね、その 1 つは、災害が起きてからじゃなくて、災害を市民の皆さんにより正確な情報を伝達するために私は使うっていうこともね、災害が起きてからじゃなくて、起きることが想定される時にももう飛ばすという感覚っていうのは、私は持つべきだろうと思うんですけど、そ

この見解を確認して終わりたいと思います。
消防本部次長　運行規定の中に、災害現場での飛行はもちろんですけども、消防長の指示により飛べることも可能です。
上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに、質疑がございましたら。
重村委員　それでは、決算書 266 ページ、報告書は 153 ページです。消防指令センターの共同運用が、令和 7 年度末に供用開始されました。より広域に連携が取れるとか、いろんなメリットももちろんあると思いますけれども、3 市で共同運用することがもう始まって、2 月に始まってますからすでに数か月経っておりますけど、この事業をやって、今改めてこの共同運用することによってのメリット、それからひょっとすると運用開始になって、デメリットの部分っていうのも、ひょっとしたらあるのであれば、そこは何かで補完していかなければいけないと思うんですけど、そこら辺りの、この事業を通じて共同運用開始になっての消防本部としての見解を確認しておきたいというふうに思います。
消防本部次長　指令センターの共同運用につきましては、メリットといたしまして、今までありました長門市消防本部内の指令センターに職員を 24 時間配置が必要なくなりました。その人員を現場活動のほうに配置することができました。デメリットといたしましては、今のところございません。
上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに、質疑がございましたら。
重村委員　それではですね、説明資料 155 ページ、それから 156 ページにもちょっとわたる関係になりますけれども、毎年、消防というのは消防団、それから消防本部にある機材というのは、耐用年数といいますか更新時期というのを計画に立てて更新をされています。今までもいろんなことを言ってきました。今回の本会議での質疑も聞くとですね、やはり経常経費が嵩む中で、自治体としてはいかにこの経常経費を抑えることと、歳入の確保を努めていかないといけないということを市長は述べられてます。常々ですね、私はこの更新作業っていうのは必要だし、やらないといけないというふうにも思いますけど、私はただの鉄くずというふうには思ってないんですよ、実は。私は、今までの法令の中で色々あるかもしれないけど、あの消防ポンプ自動車を更新するときに、20 数年経ってるかもしれないけど、下取りは 0 円、全部分解して、ポンプなどは全部分解して、いや 1 銭にもならないいうのはね、私は消防本部として何かを乗り越えていただきたいな。少しでも歳入に寄与するようなことの方策は取れないのかっていう考え方を私は持っていただきたいと思うんですけど、市民の方にポンプをうんぬんっていうのは、それも含めてですけど、消防本部としての年次的に更新する経費というのを、少しでも歳入に何かあてがうことができないのかという考え方について、見解をちょっと確認しておきたいというふうに思います。

総務課長　委員お示しの通り、歳入の方、しっかりと考えているところではございますけども、まさしく、やはり経年劣化した小型ポンプやポンプ自動車につきましては、維持管理というのは大変難しいことですから、市民の方への売却とか譲渡については、継続協議とすることとしております。
重村委員　確かに年数が経つと機械っていうのはもちろん劣化もしますけど、私、消防資機材っていうのは、1 年に 1 回必ず点検をしてる。それから、運行時間っていうのは比較的、民間一個人が使うほど使わないという観点からすると、非常に良質なものが、経年劣化ということで更新時期を迎えるという観点がありますのでね。是非私は、いや、それはそんなもんなんだっていう考え方の枠から、一つ、税金で買ったものを少しでもやっぱり交換するときには、歳入にどうにかなることがないのかということを、是非模索していただきたいと思いますけど。答弁が一緒のようでしたらもう結構ですけど、何か方向性を述べていただけるようであれば述べていただきたいと思います。
上田分科会長　答弁ございますか。
重村委員　いや、できなかったらいいですよ。
上田分科会長　よろしいですか。はい。それでは、答弁なしで進めます。関連ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑ございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、消防本部所管全般にわたり、ご質疑ございませんか。
中平委員　事業としたら、消防職員研修事業についてに当たるかと思いますけど、消防においても、過去に少し消防職員同士のハラスメントで――少しではない、最高裁まで行くような事例になりましたけど、直近で起こりました、市議会議員から市職員に対して、ハラスメントに限りなく近いところ、この事案について、職員の心身を守ることが重要な職務の一つであると思われる消防長の見解をお伺いいたします。
消防長　それでは、私の方から、消防長の見解ということでございますが、消防本部としてのハラスメントの対策、対応という面から述べさせていただきたいと思います。皆さんご承知の通り、ハラスメント行為はいかなる理由があろうとも断じて許されるものではなく、私、消防本部の組織を預かる長として、ハラスメント等の事案を確認した場合には、職員の心身を守り、業務に専念できるよう、組織として躊躇なく毅然とした対応を講じてまいりたいと考えております。また、消防本部におきましても、過去の教訓を踏まえ、職員 1 人 1 人が、ハラスメントに対する正しい理解と認識を持つということが重要であります。このことから、今後も、部内においては、これまでも定期的に外部講師による講習会を実施しておりますが、これも継続するとともに、コミュニケーションの促進を図り、職員が安心して能力が発揮できる風通しの良い職場環境づくりに努めてまいる所存でございます。
上田分科会長　他に所管全般にあたりまして質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で消防本部所管審査を終了しま

す。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は自席で待機をお願いします。

― 休憩 9:54 ―
― 再開 9:55 ―

上田分科会長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、会計課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。
会計管理者 補足説明は特にございません。
上田分科会長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか、
田村(大)委員 それではですね、決算書の 74 ページです。事業コード 900「会計管理費」のうちの手数料についてお尋ねをいたします。令和 7 年の手数料がですね、令和 6 年と比べまして約 285 万円の増加をしておりますが、その理由についてお尋ねします。
会計課長補佐 手数料が増額となった主な理由といたしましては、次の 3 点が挙げられます。1 点目といたしまして、指定金融機関の窓口収納手数料が 1 件当たり 22 円であったものが、1 件当たり 36.3 円に増額改定されたことです。それから 2 点目といたしまして、コンビニ収納手数料が改定されまして、1 件あたりの手数料単価が増額となったことです。それから 3 点目といたしまして、令和 6 年 10 月に振込手数料が有料化されまして、令和 7 年度から 1 年間分の負担となっていることでございます。これらの 3 点の要因によりまして、手数料が増額となっております。
上田分科会長 関連はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑ございましたら。
重村委員 本会議でも基金の運用につきまして総括的な立場から質問をさせていただきましたけど、基金の運用につきまして少し詳しく、令和 7 年度の決算についてですね、聞かせていただこうと思います。まず、予算書で言うと 46 ページになります。財産収入の財産運用収入というところになりますけれども。まず基金の運用に関して、運用の基本的な考え方っていうのは本会議の中で聞かしていただきましたけれども、この基金の運用っていうのはたくさんの基金があります。長門市も財政調整基金なんかっていうのは 50 億円前後でこう推移してますし、次は地域活性化基金かなと思いますが、これは今取り崩しにどんどん向かっているような状況の中で、それぞれの基金を運用していくのか、それとも基金全体である程度総括して、使われないだろう基金額っていうのを集めた状態で 1 本化して運用されているのか、確認をしておきたいと思います。
会計管理者 基金につきましては、こうやって今、決算書のほうに基金名が載ってますけども、県証紙の基金、それ以外につきましては一括運用でさしていただいており

ますので、年度当初等で、基金の担当課から積立状況や取り崩しの予定等を確認しながら一括で運用させていただいてます。

重村委員　はい、わかりました。あとですね、私、本会議でもなぜ聞いたかっていうと、ここ 2 年で、予測もしないほど政策金利が上昇して、極端に言うとこの基金の運用益だけで、失礼な言い方かもしれないけど、職員の 4 名、5 名分ぐらいの、多分給与ぐらいを叩き出すこともあるわけですよね。市長も言われてますけど、歳入の確保という部分では、これからやはり金利がこれだけこう高い水準がこれからも続くだろうとなるとですね、歳入を確保するための 1 つの手段として、自治体経営の中で私はきちんと目を向けないといけない案件だろうというふうに思うんです。そんな中で、しかしながら、ここ 2 年で急上昇して、今この基金の運用っていうのは、定期預金が中心なのか、それとも元本が保証されるような国債であるのか、そういったものまで手を広げられてるのか、運用に関してここを確認しておきたいと思います。

会計管理者　先日の質疑の中でも答弁させていただきましたけども、基金につきましては、定期預金につきましては短期的運用ということで、それから債券につきましては長期的運用ということで組み合わせた取り組みをさせていただいております。占める割合的には、基金総額の約 4 分の 3 が定期預金で 4 分の 1 が債券ということで今現在運用をさせていただいております。

重村委員　はい、わかりました。債券については極端に言うと 5 年物とかもっと長いのは 20 年、30 年っていうような債券もありますけれども、今、世間で言われてるのは、マイナス金利時代が続いてですね、その時の債券の利回り、約束された利息っていうのは、その満期まで置いとけばもちろん保証はあるわけですけど、マイナス金利時代の債券の利回りっていうのが評価が下がって、含み損というような言い方をされてますけれども、だから、ここ 2 年ぐらいの、こう高い金利の状態になった債券を買われてるのはいいんだけど、そこの評価が高くてですね、極端に言うと、3 年前、4 年前ぐらいに買った債券っていうのは含み損がある債券だっていうようなことも言われてるんですけど、ここらあたりの見解、それから長門市が実際に金利がマイナス金利時代の債券を持ち合わせてるのかどうなのかを確認しておきたいと思います。

会計管理者　債券につきましては、重村委員のお示しのとおり、期間によりまして、長いもので 20 年程度もございます。それで、評価につきましては、含み損というものも含まれております。しかしながら、債券の運用につきましては、基本的には満期まで保持するというところで、安全性等を確認しながら債券購入としておりますことから、元本につきましては保証できるという形で運用をしておりますので、そういった形で運用していきたいというふうに考えてます。

中平委員　委員長関連です。重村委員の質疑内容のとこでね、これ 2 年ちょっとぐらい前に、福岡のある市が、債券の含み損が 50 億円あるというあれも、なんかほんとに 50 億円あったかわからないけど、やっぱ債券のこの値下がり幅とかね、そういうふ

うになると思うんですよ。けれど今、逆にね、ベネズエラの国債なんかはもう本当最低限クラスの評価しかなかったのが、アメリカの侵攻以来、爆上がり状態なんですよね。だから、そういうところの、危ないね、ベネズエラの国債なんかも危ない物の象徴みたいなもんだけど。もちろん長門市としては、そういうところ、少しでも危険性があるようなとこには手を出さないというお考えでよろしいでしょうか。

会計管理者　債券への運用につきましては、やはり安全性の確認ということが必要だと考えますので、債券の格付けの会社のほうでの信用格付け、そのあたりが上位のものをですね、中から選定をしておりますので、危険な債券のほうは購入しないということで。

南野委員　先ほどの重村委員の質問に関する関連でございますが、2、3年前に債券で、20 年、30 年の長いスパンで当時としては金利が良かった債券をお持ちになってると思いますので、市の方も。で、今、政策金利どんどん、どんどんご存じのとおり日銀の政策金利も上がってまして、で、今新たにそれを解約してですね、新たに買い替えて、新たに定期として持たれたほうがいいんじゃなかろうかと思いまして、当時としてはレートが高いレートでございましたけど、今もう日銀の政策金利は日に日に上がってますから、新たに今ここで解約して、新たにまた買い替えて預金されたほうが、却ってプラスになるんじゃなかろうか、先ほどの含み損じゃないですけど、プラスになるんじゃなかろうかと思うんですけど、そのあたりのお考えはあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

会計管理長　債券の切り替えとなりますと、どうしてもまた借入期間が長くなるというように聞いております。その中で、債券自体は先ほど申し上げましたとおり、4 分の 1 程度を債券として購入しておりますので、やはり基金としましては、安全性、また特に流動性、資金が急に必要になったり、そのあたりも考慮していく必要がありますので、債券につきましては、やはり新たな購入でありますとか、長い期間の債券の購入につきましては、現在慎重な姿勢で検討しているというところでございます。

上田分科会長　関連ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はございませんでしょうか。

中平委員　これ、令和 7 年 7 月、ちょっと日にちが定かじゃないんで。もし間違っていたらで訂正いたします。県の収入証紙紛失、これ若干の金額でしたけど、ありましたけど、この事例についての総括を会計課長にお伺いいたします。

会計管理者　山口県収入証紙亡失事案に関して、監査委員による監査の結果では、亡失した事案は認められるが、具体的な亡失原因までは究明できませんでした。その中で、県証紙は、現金と同様に厳重な管理が求められるものでありますが、適正な管理体制とまでは至っていなかった、これが県証紙の亡失の原因究明を困難させた可能性が高いと指摘を受けております。管理体制については、大いに反省しなければならない事案となったと考えています。次に、本事案を受けての再発防止策ですが、管

理体制として、基金整理簿やその内訳票を整備し、常に県証紙の移動状況を把握できるようにするとともに、その台帳と県証紙の残数が合致しているか、毎日複数人で行うなど管理体制の強化を図り、再発防止に努めてまいりました。昨日、9 月 30 日をもって県証紙は終了しましたけども、売り払いができなかった県証紙の払い戻しの手続きが残っておりますので、最後まで県証紙の適正な管理に努めてまいる所存でございます。最後になりますが、出納事務を担う会計課として、間違いや誤りには 1 番敏感でなければならない部署であると考えますので、この度の事案を大きな教訓として今後の事務を遂行していきたいと考えています

上田分科会長　関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければほかに質疑ございましたら。(「なし」と呼ぶ者あり)ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。

以上で会計課所管の審査を終了します。(今一度の発言について雑談あり)はい。以上で会計課所管の審査を終了します。次に、選挙管理委員会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

選挙管理委員会事務局長　選挙管理委員会事務局所管につきましては、特に補足説明はございません。

上田分科会長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

谷村委員　決算書 133 ページ、134 ページ、第 11 目「市議会議員選挙費」、事業コード 010「市議会議員選挙費」3,267 万 6,436 円です。当初予算審査時に選挙公報の配布について検討していきたいというふうに言われてましたが、当時の選挙、また令和 7 年度の他の選挙はどのように対応されましたか、教えてください。

選挙管理委員会事務局長　選挙公報の配布につきましては、昨年 4 月に執行されました長門市議会議員選挙からシルバー人材センターのほうに委託いたしまして、ポスティング配布を実施しております。同様な形で同年 7 月に行われました参議院通常選挙、それから山口県知事選挙、これは令和 8 年 2 月執行ですが、ここまでについてはポスティング配布をしております。ただし、ご承知のとおり、衆議院のところにつきましては急遽解散が決まったというところがございますので、こちらについてはシルバー人材センターの対応がちょっと難しいということになりましたので、この部分だけにつきましては全戸郵送配布に切り替えて対応いたしております。今後につきましては、基本的にポスティングで選挙公報については対応してまいりたいと考えております。

谷村委員　自宅からの移動が困難な方、投票所まで行く方法がない方への支援は何か行われましたでしょうか。

選挙管理委員会事務局長　自宅から移動が困難な方の支援につきましては、令和 3 年 10 月の参議院の補選からデマンド交通、市内全域に張り巡らしております、こちらのほうの投票所まで、期日前投票だけに限りますけど、無料で行けるという制度を構築しております。こちらで支援をして対応しているというところでございます。参考ま

でに、昨年の実績で申し上げますと、市議選で利用者は 66 人、それから 7 月の参議院選で 95 人、それから令和 8 年 2 月のダブル選挙のところにつきましては 118 人と、堅調に利用者は伸びておりますので、こちらにつきましては引き続き支援のほうを継続してまいりたいと考えております。

上田分科会長　関連はございますか。

谷村委員　各投票所の設置については、どういった決まりを基に決められていますか。その基準は自治体によって決定できるものでしょうか。教えてください。

選挙管理委員会事務局長　投票所の設置につきましては、こちらにつきましては公職選挙法第 39 条に、投票所は市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けると規定されておりまして、設置は市町村に委ねられておるというところでございます。これを踏まえまして、それぞれの市町村が地域の実情などを踏まえて設置をしておりまして、本市におきましても各行政区の区域、それから選挙人名簿登録者数、公共施設等の立地状況、地域の実情やこれまでの経緯等を総合的に判断して設置をしているところでございます。

上田分科会長　関連はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに、質疑がございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、選挙管理委員会事務局所管の審査を終了します。

　次に、監査委員事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

監査委員事務局長　監査委員事務局所管につきましては、特に補足説明はございません。

上田分科会長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、監査委員事務局所管の審査を終了します。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機願います。

―　休憩　10:15　―

―　再開　10:16　―

上田分科会長　休憩前に引き続き会議を始めます。次に三隅支所、日置支所及び油谷支所所管について、一括して審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

総合政策部長　三隅支所、日置支所、油谷支所の所管につきましては、決算書及び主要な施策の報告書に記載のとおりであり、補足説明はございません。

上田分科会長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

重廣委員　それでは油谷支所に伺いたいと思います。よろしいですね。この令和 7 年度につきましては、小さな拠点整備ということで、周辺の環境全て整えました。上に造るか、下に造るかという問題もございましたけど、結局元の位置に造りまして今運営しておられるわけですが、市民の皆さんの声、使い勝手、メリット、デメリット、どのようなことがあるか。この令和7年度の決算を踏まえまして、令和 7 年度中に全て工事は終わってますよね。ですから、市民の皆様の声を、もし、わかってる範囲でよろしいんですが、メリット、デメリット含めてちょっと伺いたいと思います。

油谷支所長　メリット、デメリットということでしたが、デメリットっていうのは特に聞いてはいないところでございます。現在の場所に落ち着きまして、駅やスーパー、コンビニ、医療機関、金融機関が徒歩圏内にございますし、油谷支所と YY ふれあいセンターが併設されたことで利便性は上がったように感じております。広い駐車場もありますし、自治会長集会や検診会場も 1 つの会場でできるようになりました。小さな拠点としての機能を十分に果たしているというふうに感じております。

上田分科会長　関連ございましたら。（「関連は無し」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はございますか。

首藤委員　決算書 90 ページ、事業コード 900「日置支所費」に関わることになりますけれども、日置の方が今、団体等が紹介していただいた交流プラザを使ってるんですが、交流プラザの大広場が 2 階にあるんで、もう年配の方が階段を上がっていくのが大変だということなので、日置支所の大広間を会議等で使えないかという声を聞いたことがあります。ただ、それを使う、普段平日や平日 6 時ぐらいまでだったら使ってると思うんですが、これが土日祝や夜に関わってくる時間帯だと使用が難しいのではないかというふうに考えますが、そこの辺の、今後高齢者の方が増えてきて、足腰の悪い人が会議で集まるような場所として提供されるようなことって考えられますか。

日置支所長　今言われたとおり、土日祝日に使われることは、可能性はあるかと思いますが、現状では色々職員等も配置をしなければいけないということで、今のところは使うことはないということで進んでおります。

首藤委員　先ほど、考えられるという答弁だったかと思うんですが、今後、確認です、そのようなことは考えられるというお返事だったということで認識していいですか。

日置支所長　使われる可能性はあるかと思うんですけど、そこについてはまたこちらのほうで検討してまた返答させていただければと、その時になりましたらその団体のほうにということで今思っております。

上田分科会長　関連ございますか（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ございございましたら。

中平委員　決算書ページは 80 ページでございます。6 目「企画費」、事業コード 600、各地区ふるさとまつり開催費補助金 366 万円について。これ間違ってたら指摘してほしいんですけど、ふるさとまつりは三隅支所、日置支所の 2 支所だったと思います。

で、前年度に比べて 50 万円近く補助金額が下がっております。その要因を含めて、まず三隅支所さんから、開催まつり名、補助金額をお伺いいたします。

三隅支所長　各地区ふるさとまつり開催費補助金といたしまして 366 万円のうち、三隅地区におきましては、みすみふるさとまつりに 180 万円、上地区ふるさとまつりに 6 万円、計 186 万円の補助金を交付をいたしております。なお、当初予算計上時に開催を予定されておりました湯免温泉まつりにつきましては開催中止とされたため、55 万円の減額補正を行っております。

中平委員　それでは、引き続き日置支所に同じ質問を行います。

日置支所長　各地区ふるさとまつり開催費補助金といたしまして、366 万円のうち、日置ふるさと祭り補助金といたしましては 180 万円を支出しております。

中平委員　すいません、そのふるさとまつりの成果、課題について、すいません、三隅支所さんに戻ってお願いします。

三隅支所長　みすみふるさとまつりにつきましては、毎年その年に全国、世界で開催されるビッグイベントや、三隅地区の先人にまつわるテーマを掲げ、趣向を凝らした特色ある催しを行っておられます。令和 7 年度は、10 月 19 日に「EXPO 三隅いのち輝く未来のデザイン」と題し、万博にちなんだ会場設営、イベント内容で、実行委員会を中心に企画、開催をされました。また、近年は、三隅中学校の総合学習の授業として、中学在学中の 3 年間をかけ、ふるさと三隅を知り、地域との関わりを深める活動を経て、地域に貢献することで、ふるさとを愛し、感謝の気持ちを地域に還元するという活動の一環として、3 年生が中心となりまして、中学生が企画、準備、運営するコーナーを担っております。三隅地区の特色を活かしたイベントを行うことで、郷土愛を育み、地域文化の継承と地産地消など、食育啓発を図るとともに、世代間交流が図られ、連帯感の醸成と地域コミュニティーの活性化に寄与することができたと考えております。課題といたしましては、企画、運営にあたる実行委員会は、民間の方が半数で組織されているとはいえ、まだまだ事務的な部分や関係機関との連絡調整など行政の関わる部分もございますので、今後の祭りの運営方法について、実行委員の人材確保、育成、交代を含めまして、完全民間主導型への移行に向けた取り組み強化が必要であると考えておるところでございます。

上田分科会長　続いて日置支所長、お願いします。どうぞ。

日置支所長　まず、成果といたしましては大きく 2 つございます。1 つ目は、地域の活性化に大きく貢献できたことでございます。高齢化や人口減少により地域の祭りや行事の継続が全国的に難しくなっております。そうした中にあって、この日置ふるさと祭りは地域にとって大変かけがえのない交流の場となっております。令和 7 年度につきましては、あいにくの小雨にも関わらず、約 2,200 人の方に来場いただきました。ステージでは地区の保育園児、小学生、中学生、そして地元を拠点に活動されている太鼓グループの皆様による素晴らしい演奏や合奏が披露され、会場からは惜しみない

拍手が送られておりました。この賑わいと来場された皆様の笑顔を拝見し、日置ふるさと祭りが地域の元気と活力を生み出す大きな一助となっていることを改めて実感しております。成果の 2 つ目といたしましては、市民協働による祭りづくりが大きく前に進んだことでございます。令和 6 年度から、日置中学校の生徒の皆さんに実行委員として祭りに参画いただいております。ステージイベントの一部の企画や運営はもとより、全校生徒を挙げての会場準備や後片付け、さらには出店にも積極的に参加していただくなど、若い力と新しい発想で祭りを大いにも盛り上げていただいております。また、出店団体のご協力によりテントを一斉に立ち上げるなど、地域が一体となる新たな取り組みも行っており、着実な進展が見られたものと高く評価しております。次に課題についてですが、現状では祭りにかかる準備の多くを支所の職員が担っており、どうしても職員の通常業務への負担が大きくなっていることは否定できません。この課題を乗り越え、祭りを将来にわたって持続可能なものとしていくため、これまでの地域との連携をさらに深め、実行委員会の中に部会制を設け、将来的には、市の職員はあくまでもサポート役に徹し、予算の計画から企画運営までを住民主体で行うふるさと祭りの実現を目指したいと考えております。

上田分科会長　関連ございましたら（「なし」と呼ぶ者あり）。ほかに質疑はございませんか。

重村委員　それでは、主要な政策の報告書に記載がされてます。それぞれの支所が持つ 500 万円の、市民が主役の地域活性化事業です。この 500 万円の支所長権限っていうと失礼ですけど、きちんと検討されての執行だとは思いますけれども、今の現市長がこう当選されて、この 500 万円という形の枠が設けられて、迅速に対応すべきことを支所の範囲の中で早急にこうスピード感を持ってということで設定された事業だろうというふうに思うんですけれども、私は、それぞれの地域で特殊な使い方があってもいいとも思うし、いい事業であろうという認識はありますけれども、やはり事業とすると、長年経つと形骸化してくるというような形がある場合もあります。それぞれ事業の成果、課題まで、3 支所とも全く同一でですね、同じ見解を持たれてるんだろうな、同じ課題なんだろうなっていうふうに思うんですけど、ちょっと詳しくね、確認させてほしいのは、行政の政策っていうのは、実は今こう改善を図らないといけないような事業で事業費がない場合は、それじゃこれ来年度の予算でやりましょうねというようなことはよくあります。来年度の予算の 500 万円の中でこれやりましょうねっていうような。ですから、この事業っていうのはですね、例えば当初予算編成で予算が通過して、はいスタートでこう事業されてるものなのか、それとも、今各支所にこう課題として市民がこう、市民の皆さんがこう相談に来られた時に、来年度、令和 9 年度の事業でこれ入れていきましょうねっていうようなもう展開をされてるのか、これはちょっと確認をさせていただきたいなと思うんですけど、各支所違うかもしれません。

上田分科会長　それでは三隅支所長から。

三隅支所長　この市民が主役の地域活性化事業につきましては、市民の皆様から寄せられた要望に対して必要性や緊急性を踏まえて迅速に対応する事業でございますので、基本的にはその年度の要望に対して執行しているということでございますけども、ただ、三隅地区については、三隅川のアユの放流事業等は、毎年要望がありますので、毎年継続して実施しているという事例がございます。
日置支所長　日置支所につきましては、各自治会長からの要望を受けまして、その年度内に予算のある範囲で執行しております。で、もし執行できないっていう時には翌年度ということはあるかと思いますが、現状、今のところ年度内に全て終わってはおります。
油谷支所長　油谷支所におきましても、基本的には年度内に終わるようにしております。それと、原課が本来対応するべきものにつきましては、やはり原課での対応が基本かなと思っております。それで、対応できないときに支所が、このお金を使ってやるっていうふうにしているところでございます。なので、いや、今年度難しいから、じゃあ、来年度この支所の予算でっていうふうには考えていないところです。
重村委員　わかりました。ありがとうございました。で、私、言いたいのは、事業っていうのは、私は何年かに 1 回、必ずやっぱ深いところから見直す必要があると思ってます。いい事業だから継続だっていうだけじゃなくて、形骸化をしていないか、さらなる改善点が必要なのかとかですね。で、この予算が、500 万円という予算がつけられて、経済情勢もう随分変わりました。例えば消耗品にしても、何か工事を発注するにしても、多分ほぼ 1.5 倍とか 2 倍とかいうような予算を取ってこない、必要となって事業組まれてると思うんですけど、この予算、3 支所長にお尋ねしたいのは、この事業が本当にそれぞれの地域で、非常に小回りのきく事業で非常にありがたいということは思われてると思いますけど、最初に設立した時に比べると経済情勢が随分違うという中で、500 万円で十分なのか、それとも支所長という役目をされてて、やはり見直しというものが必要なんじゃないかとかですね。ご意見がありましたら、これ 3 支所長じゃなくて、どなたかありましたら代表でお願いしたいと思うんですけど。なかったらいいですよ。
総合政策部長　それでは、私の方からお答えさせていただきたいと思いますけど、この事業につきましては、先ほど委員も申されたように、市長が就任されてから、周辺部の、旧町の部分になりますけど、周辺部と出張所の部分についてやはり何らかの、そういったいわゆる手が届かないところにっていうような予算っていうようなことで、ずっと 500 万円と、出張所については 100 万円っていうことで継続しております。で、今年も、来年度予算に向けて担当課の方でスクラップアンドビルドの調査をしておりまして、そういった中で実際に調査をして、毎年なんですけど、今までの額でどうかっていうような話になるのか、増やさないとできないかっていう、そういう調査をしてますので、来年度の予算についてはこれからになりますし、今の段階では申し上げるこ

とはできませんけれども、そういった内部の調査はしておるところでございます。ですので、そういった中で、来年どういった提案になるかっていうのはまだちょっとわかりませんけれど、そういった内容でさせていただいてるということになります。

上田分科会長　関連ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）他にございませんか、質疑。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、三隅支所、日置支所及び油谷支所の所管全般にわたりご質疑はございませんか。

田村（大）委員　副市長にお尋ねします。先ほど、ふるさとまつり開催事業のところであって、ちょっと私びっくりしたんですけど、令和 7 年度の開催を振り返って、課題の中に、今両支所ともおっしゃったんですが、実施体制について、完全民間行型であるとか、それから地域一体型でという言葉がありながらサポート役に徹すると。若干、完全民間移行という言葉とサポート役に徹するというのは意味合いが違うなと思ったんですが、ふるさとまつりの成り立ちを考えると、この完全民間――民間がやるイベントだったらわかりますよ。ふるさとまつりの開催にあたって、完全民間移行型って、令和 7 年度のうちに実行委員会の方と話をされたのかもわからないけれども、地域と一体であるとか市民協働とかっていう言葉を一方では使いながら、こういった、なんと言いますか、どういう経緯で、平成の初期ぐらいに始まったのかわかりませんけれども、ちょっと今調べてないのであれなんですけれども、ふるさとまつりについてまで完全民間移行という言葉が出てくるっていうことで、すごく違和感があるんですが、これはどなたが指示をされてるんですか。

副市長　先ほどそれぞれの支所長からご説明があったと思うんですけれども、完全移行型という言い方は少し誤解を招く表現だったかと思います。あくまでも民間主導でいうことについては、行政は維持しておるところでございまして、何から何まで、全部民間の方でやってもらおうとか、そういうことは考えておりません。ただ、完全移行型という中にあっても、先ほど日置支所長が申しましたけれども、他機関との連絡調整とか、それから基本的には支所の職員も、事務的な手伝い、そういったところはしておるところでございますので、主体として実行委員会、少なくともふるさとまつり実行委員会というものがその地域で芽ばえて、その実行委員会を助ける、サポートするという役に行政が徹する、この姿勢は、予算を開始してから全く変えたつもりはございません。ただ、旧長門市のふるさとまつりも今はちょっと今やっておりませんけれども、この休止に至る段階でも、できるだけ民間の方々に中心になっていただきたいということで、実行委員会という働きかけを行政サイドからしてきたんですけれども、最終的には民間サイドの、ちょっと人材が出せない、不足するということで、旧長門市については今、こういう状態になっております。ただ、そこに至るまでには、実はこの旧長門市に限って申し上げれば、ふるさとまつり、ほとんど、何から何まで、準備の段階から間違いなく行政職員 1 名が関わってやってきたという実態がございました。これはちょっといかがなものかということで、そういった民間の実行委員会方式というものを

模索したんですけれども、最終的にはそこに至らなかったということがございます。というように、決して完全移行とか、そういう何から何までお任せするというようなことは、私どもは予算化して以降、一切考えたことはございません。

田村（大）委員　ここは、所管が違うので集客イベントの話をするつもりはありませんけれども。で、そのふるさとまつり実行体制についての事務局負担っていうのは重々承知をしております。ですから、ある程度は民間側にバランスを移行して、民間主体の実行委員会にしていくっていう方向性については私も違和感ないんですけど、ちょっと先ほどの「完全」っていう言葉に引っかかりまして、私も個人的にちょっと関わらせていただいてるイベントで今そこの模索中です。どの辺りに落としどころをすり合わせていくかというところを模索中ですけれども、なんて言いますか、現場とあまり距離ができないような、市民協働っていう言葉をちょっと念頭に置いて、適切な関わり方を模索するというような、サポート役に徹するという言葉が正解になるのかもわかりませんけれども、そういった姿勢で今後ご指示をお願いをしたいと思いますけれども、そういうことでよろしいですか。

副市長　はい。ただいま田村委員ご指摘の通りでございます。この点については、私自らしかと受け止めまして、今後の対応にあたってまいりたいというふうに考えております。

上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）他に所管全般にわたり、ご質問ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で三隅支所、日置支所及び油谷支所所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は 50 分でお願いします。

― 休憩　10:42 ―
― 再開　10:50 ―

上田分科会長　休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総合政策部長　企画政策課所管につきましては、決算書及び主要な施策の報告書に記載のとおりで、補足説明はございません。

上田分科会長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

田村（大）委員　それでは、決算書 72 ページです。第 2 目「文書広報費」、事業コード 030「シティプロモーション事業」についてお尋ねをいたします。まず、ちょっと全体的なことをお伺いするんですけれども、令和 7 年度の活動を経て、最も力を入れた内容についてお願いをいたします。

企画政策課長　令和 7 年度シティプロモーション事業につきましては、SNS を活用し

た情報発信、九州北部地域メディアを利用したプロモーションや、タサン志麻さんを活用したプロモーションを展開いたしました。令和 7 年度より強化した事業としましては、インナープロモーションの取組の強化を進めてまいりました。市民自らが市の魅力や情報発信をすることを通じて、シビックプライドを高めていけるように公式プロモーション部をリニューアルいたしました。また、市民への情報を届けるという視点からLINE による情報発信を強化いたしまして、ホームページの研修におきましても、これまで初心者だけを対象としていたものを中級者向けの研修も実施するなど、情報発信のほうを強化してまいったというところが主な取組でございます。

田村(大)委員　それではですね、内容について 1 点だけお尋ねをするんですけれども、シティプロモーションというのは同じような予算を毎年つけておりまして、力を入れるべき情報発信だというふうには承知をしておるんですけれども、広告料が当初に比べまして半分ぐらいの金額に、少ない額ですけど、減額をされておりますけど、この理由はなんでしょうか。

企画政策課長補佐　広告料についてお答えいたします。広告料が、当初予算で計上しておりました PR TIMES に掲載をする予定としておりましたけれども、PR TIMES につきまして、令和 7 年 9 月より山口県が災害復旧復興支援のための情報発信プログラムに参加ということになりまして、令和 7 年 8 月の大雨に伴う災害により山口県が災害救助法の適用を受けましたことによりまして、令和 8 年度末まで無料になりました。その通常 13 回程度発信しておりましたけれども、それが令和 7 年 9 月より無料になりましたので、その分が減額となっております。

田村(大)委員　その PR TIMES につきましての情報発信の頻度っていうのは、予定どおりだったんですか。

企画政策課長補佐　PR TIMES につきましては、13 回発信しております。

田村(大)委員　これは、ちょっと事前に確認をすればよかったんですけど、ホームページの管理についてはここでお尋ねをするのがいいでしょうか。大丈夫ですか。じゃあ、ホームページの管理のことについてお尋ねをします。先日、全員協議会でクラウドファンディング型ふるさと納税の実施についての検討をしてるんだというふうな話を受けました。その際にですね、ホームページの掲載については企画政策課が行うということだったんですけれども、昨年度、クラウドファンディング型のふるさと納税がありましたけど、これはホームページ上でとても見つけにくかったように印象を受けてるんですけれども、このあたり何か検討をされるような話だったでしょうか。

企画政策課長補佐　おそらく、全員協議会で言われたホームページの掲載を企画政策課のほうでというのは、ふるさと納税の募集の、民間がやっているホームページ上にその記事を出すときの記事の作成のほうを企画政策課のほうで行うという意味で答えられたので、市のホームページの部分ではないというふうに考えます。

田村(大)委員　例えば、今トップページに防災情報が左か右側に載ってたりとかする

じゃないですか。あのあたりのページの管理っていうのは、企画政策課ではないんですか。

企画政策課長　市のホームページの管理は、企画政策課のほうになります。

田村（大）委員　私が申し上げたのは、昨年行いましたクラウドファンディング型ふるさと納税、ホームページの中で探そうと思ってもなかなか該当のページにたどり着かないというところがあったんですね。達成率を見ると、ちょっと何て言いますか、随分届かない結果になったんですけれども、そういったものの市が取り組む歳入に対しての事業の PR というものにですね、その長門市に関心があってアクセスをされるユーザーの方に対して情報発信をするっていうような、何かそういう例えば、去年を振り返ってですよ、クラウドファンディング型は振るわなかったけれども、何か情報発信に工夫があったのかなというような検討っていうのはあったのかなという、そういうことです。

企画政策課長　クラウドファンディングも含めてですけれども、なかなか情報にたどり着かないっていう今ご指摘だったと思います。そういった、長門市を応援していただける方に対しても、市のホームページをアクセスしていただいた時に、その情報にスムーズにつながるように、ちょっと工夫のほうは今後も続けていきたいと考えております。

上田分科会長　関連はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。

重村委員　それでは、主要な施策の報告書 18 ページのところです。医療福祉系人材確保事業です。企画が今担当で持たれてやられてますけど、非常に事業成果と課題の一番最後のところはですね、ある意味、効果的にこの事業が機能してきたということが書かれてるというふうに思います。この中で、補助対象となる専門的職業ということで、医療とか福祉とか、この分野が特に人材が足りていない。奨学金を返還されてる対象者に帰ってきて勤めていただくんであれば、少しサポートするという形だろうと思うんですけど、その他市長が認めるものという欄がありますけど、実際にこの制度をされるにあたって、市長が別に認めた方がいらっしゃるのか、ちょっと確認をしておきたいと思います。

企画政策課長　こちらについては、特にこれまで該当した方はいらっしゃいません。

重村委員　こういう何て言いますかね、政策的なことっていうのを始める時というのは、私は企画政策課が事業を立ち上げて、最終的にはこの事業っていうのは本当に加速していけばね、どこかの違う課が持つようなことにもなるのかなと思うんですけど。確かに私は、医療、福祉っていうのも人材は足りてないと思うんですけど、もう全般にわたって私はね、人材が不足してると実は思うんですよ。例えば建築、土木、こういったとこでも、なかなか帰ってきて急に、今の時代ですね何て言うんですか、鍬を振る仕事っていう今レベルじゃないですから、実際に資格を持ってる、それから何て言い

ますかね、一回都会でそういう仕事に就いてて今奨学金を戻してるけど、長門に帰って来たいっていうような方もいらっしゃるんじゃないかなと。需要があるのであれば、私は企画政策課が担当してる間に、本当にこの医療と福祉の分野だけでいいのか、やっぱりこれは不公平感がありますよね、若干。同じ若い方が帰ってきても、私は思うんですよ。だから、本当に人材が足りてない分野もたくさんあるわけですから、今後のこととかいうのについて見解はどうなのかっていう確認をしておきたいと思います。

企画政策課長　市内においては、ご指摘のあったとおり、医療、福祉に限らず、どの分野においても人材不足という状況が発生しているということは承知をしております。この制度を構築する際に、どの分野も重要ではあるんですけれども、特に市民の方から重要度が高かったっていう医療・福祉分野というところにある程度範囲を絞ってスタートさせたところであります。当然、こういう支援の内容なので、どの分野にも該当できるっていうのが一番よろしいかとは思いますけれども、どうしても国の特別交付税措置を使いながらも、全てが措置されるわけではございませんので、市単独で財源を捻出している部分もございます。他の分野の支援制度とか、そういうものの全てのバランスを踏まえてですね、今現在こういった制度としておりますので、今後、制度全体の検証をする中で、必要に応じて見直しを図っていきたいと考えております。

上田分科会長　関連はございますか。

中平委員　この事業ですけど、僕もすごく良い事業で、ただね、周知・告知、この補助金を受け取られる資格のある人に対して、何か 1 件ではあるんですけど、私はそういう事業は知りませんという回答を、ある病院の看護師の方からいただいたんで、そのあたりの取組についてと、それを強化する方向性についてお伺いいたします。

政策調整班長　制度の周知については、市広報誌やホームページ、SNS、ほっちゃテレビ告知放送や、事業所、大学、専門学校、市内高校等へのチラシ配布やダイレクトメールに加えて、医療関係者などが集まる会議や健康フェア、20 歳の集いなどで資料の配布を行っております。

中平委員　その取組に対する強化策等があれば。

企画政策課長　今説明いたしました取組に加えまして、利用者アンケートを取っておりますので、利用者アンケートの結果の、利用者の方とかの声も参考にしながら制度の対象となる方の申請漏れが発生しないように、引き続き周知のほうを努めていきたいと考えております。

上田分科会長　関連はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。

谷村委員　決算書 78 ページ、第 6 目「企画費」、事業コード 060「地域おこし協力隊設置事業」なんですけれども、当初予算額は 5,657 万 1,000 円で、決算額が 3,893 万 8,232 円で、大きく差があるんですけど、どうかなって思うんですけど、お伺いします。

企画政策課長補佐　当初予算に対して決算額が小さくなった理由ですけれども、当初予算時点では、協力隊の配置を 13 名で予定しておりましたけれども、採用のほうが当初の予定どおりに進まなかった部分もありまして、実際には 9 名の配置となりましたので、報酬ですとか、あとは活動支援業務の委託料を中心に、その辺りがちょっと減額となりましたので、当初予算額に比べて決算額のほうは小さくなっているという状況です。
谷村委員　退任が 4 名で、そのうち 3 名は定住と、1 人が転出されておりますけれども、その理由と、転出先の活動でどういったことをされているのかっていうのがわかれば教えていただけたらと思いますけど。
企画政策課長　令和 7 年度は、1 名転出をしております。個人的な事情となりますので、なかなか詳細についてお答えすることは難しいんですが、隊員の将来的な目標とですね、本市での活動内容、そこに差が生じたことによるものというふうに確認をしているところでございます。
上田分科会長　ほかに質問はございませんか（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、企画政策課全般のご質問ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で企画政策課所管の審査を終了します。ここで説明会のため暫時休憩します。

― 休憩　11:05 ―
― 再開　11:05 ―

上田分科会長　休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域未来創造課所管について審査を行います。執行部の説明がありましたらお願いします。
総合政策部長　地域未来創造課の所管につきましては、決算書及び主要な政策の報告書に記載のとおりで、特に補足説明はございません。
上田分科会長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。
米弥副分科会長　決算書 224 ページ、2 目「商工業振興費」、事業ナンバー025「地域公共交通推進事業」、主要な施策の報告書は 122 ページとなります。こちらで、デマンド交通なんですけど、長門三隅地区での利用者が増加をしていると思うんですが、この路線バスに、防長バスの路線バスが廃止になったのが影響があるのかどうか、お尋ねをいたします。
総合交通対策班長　令和 7 年度のデマンド利用者の増加ですけども、三隅地区におきましては、防長交通の路線が廃止をされた関係で、今まで小学生が使っていた便がなくなっておりますので、そういった便に対応する増便をしております。また、野波

瀬に入る便もなくなっておりますので、そちらもデマンドのほうで対応しておりますので、そういったことで、バス路線の減便の影響で増加してるというふうに思っております。

米弥副委員長　それでは、今いただきました答弁を踏まえてですね、令和 7 年度の地域公共交通をどのように検証されたのか、お尋ねをいたします。

総合交通対策班長　令和 7 年度におきましては、三隅地区のデマンド減便等に対応をしております。そういったことから、デマンドの代替利用という観点と、あと日置地区におきましても、オンデマンド運行の実証、また AI アプリ自主運行等を実施しております。全体的な利用者につきましては、俵山、向津具地区では利用者が減少しておりますけども、その他の地区におきましては現状維持か、また市街地区におきましては増加をしているということでございますので、引き続き各利用者の状況を見ていきながら、必要に応じて、今後もデマンド交通のダイヤの改正等を行っていきたいというふうに考えております。

米弥副委員長　それでは、最後の質問になります。周知方法の見直しや個別での説明会の強化を進めるとありますけど、では、これまでの実績をお尋ねをしたいと思います。また、その実績についてですね、どう評価をされているのか、問題点や課題点がありましたらお尋ねいたします。

総合交通対策班長　今まで、デマンド交通の説明等は、まず、例えばバスが減便になった地区におきましては、個別に自治会長に協力いただきまして各自治会の説明会等実施をしております。また、民生委員さんや各福祉の関係の方々にご協力もいただきまして、そういった集まりの場で説明等させていただいております。そういった点から、説明会等を開催等はしておりますけども、なかなかデマンドを使われる方が説明会に来れないとか、そういった方も多くおられますので、現在はそういった方にも届くような説明会をほっちゃの放送であるとか、そういったことを検討する状況であります。

上田分科会長　関連はございませんか（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。

中平委員　決算書 94 ページで、報告書が 30 ページでございます。14 目「出張所費」。ちょっとこれ、ここに来たのが不思議でなんですが、市民が主役の地域活性化事業、これ3支所と同等の事業でですね、で、通、仙崎、俵山で各支所 100 万円相当だと思われるんですけど、令和 7 年度の決算の執行率 54.2 パーセントと他支所はですね、ほぼ 100 パーセントに近いような執行率を持っております。その原因をお尋ねいたします。

地域未来創造課長　市民が主役の地域活性化事業、出張所というところでございます。

支所は 500 万円、出張所は 100 万円という事業でございまして、地域の団体から要

望を受けて、それがこの事業に充てるに適正かどうか、そういったところを審査しつつ、本庁の原課で対応できるものについてはそちらのほうで対応いただくと、そういうふうな手順でございます。今回、執行率が低かったというところで、要因はいくつかあるかなと思っておりまして、まず、その出張所っていうのは大字単位ですので、非常にこうエリア的に狭いというところがあります。対象が、エリアが限定的であるということ。それから、この令和 7 年度で 6 年目にあるというところで、だいぶこうこれまで対応してきた部分もあるということ。そういったところで、その年度によってやっぱりどうしてもムラが出てくるということがあるのかなと思っております。今回、通につきましては少し執行率が低かったというところになっておりまして、やはりそのエリアが狭いということ、そのあたりが影響しているのかなと思っております。

中平委員　今の答弁ですと、じゃあ通地区の単独の執行率とか出ますか。

地域未来想課長　通地区におきましては、令和 7 年度 15.2 パーセントとなっております。

中平委員　それ、単純に計算すると、100 万円のうちの 15.2 パーセントとか 15 万円しか使われてないと。あのですね、ちょっとこれもう私見が入るんですが、それはもうその地域住民、自治会、共同体等で、支所でその意思疎通というか、各 3 支所ではやっぱそういうところを密にとってということを言われてますが、そういう連絡というか協議がなされにくかったという状況だったんでしょうか。

地域未来創造課長　出張所間でのその連携という意味ではですね、年に 1 回程度集まって話し合いをするという機会はあるというふうに聞いておりますが、それぞれの出張所で周知というのはしっかり行っておりまして、そのあたりにつきましては、私どものほうというか、昨年度は違う課でしたけども、しっかりと行うようにというふうに指示しておりますし、年度初めに、市長自ら自治会長の集会などに出向かれて、こういった 100 万円の予算がありますということをしっかりと周知もされていますので、しっかりと浸透してきているものとは考えております。

中平委員　私、毎回のように、この事業に対して本当になんで、この 3 支所はしっかり執行率を上げて地域住民のためにっていうことなんだけど、この 3 出張所だとやっぱ、こう執行率が下がる。イコールやっぱ出張所と地域の方々のコミュニケーション、いろんな団体とか自治会とのちょっと取れてないと思うっていうことを前も言ってたんですよね。だから、扱う課が変わって大変だと思うんですけど、そのあたりに対する取り組みをもう一度ちょっと聞かせいただきたいと思います。

地域未来創造課　各出張所のこの事業に対する向き合い方っていうところですけども、それに関しては常々100 万円という予算ですけれども、しっかりと活用するように、私どものほうからも伝えているところでございます。さっき言いましたけど、周知というのはしっかりと行ってます。ただ、やっぱりエリアがどうしてもこの通なり仙崎なんていうのは限定的なところがありますので、例えば支所でいけば、大字単位でいくと、

向津具下だけで見ると執行率は多分上下するんだろうと思うんですよね。そういったこともありますので、この執行率を上げるためにこうどんどん事業を探すということよりも、しっかりとその発生した事象に対して、適切に、この事業を適用していく、そういった考えで執行していきたいというふうには考えております。

上田分科会長　関連はございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、地域未来創造課の全般にわたるご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で地域未来創造課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替のため暫時休憩いたします。委員の皆さんは自席で待機をお願します。

― 休憩　11:16 ―
― 再開　11:17 ―

上田分科会長　休憩前に引き続き会議を始めます。次に、デジタル戦略課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総合政策部長　デジタル戦略課の所管につきましては、決算書及び主要な施策の報告書記載のとおりであり、特に補足説明はございません。

上田分科会長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

田村委員　決算書の 86 ページになります。9 目「電算管理費」、事業コード 015「デジタルトランスフォーメーション推進事業」です。主要な施策の報告書は 24 ページになります。ちょっとこちらを見ますと、行政手続きのオンライン化のところに詳しく説明があるんですけれども、まず、LINE 公式アカウントの運用について、1,120 万円ほどの金額が記載されておりますけれども、この昨年度に比べての増額の理由をご説明をお願いします。

デジタル戦略課長　令和 6 年度につきましては、会計年度任用職員の関係なんですけど、ICT 専門員 1 名と、あと一般事務の 1 名っていう 2 名体制でございました。令和 7 年度からは、ICT 専門員を廃止しまして、新たにデジタル推進専門員を、会計年度任用職員の職を設置いたしまして、これが 2 名体制っていうことになりまして、その費用が一般管理費のほうから、こちらのデジタルトランスフォーメーション推進事業のほうに費目のほうを移しましたので、その分が増額になってるっていうところでございます。

田村委員　職員さんが 2 名体制になったということで、人件費の増額ということで受け取りましたけど、よかったですか。はい。ではですね。続きまして、その同じところに書いてありますけど、LINE 連携スマートロックっていうのを昨年から実施されておりますけれども、この設置をされた対象箇所なり運用実績なりありましたらお願いしま

す。
デジタル戦略課長　LINE と連携しましたスマートロックのシステムにつきましては、昨年、令和 7 年の 10 月から一部の施設から順次運用を開始したところでございまして、令和 7 年度末におきましては 22 の体育施設において運用しているところでございます。個人、団体含めまして 170 人の方が利用登録をされておられまして、令和 7 年度末までの利用回数としましては、1,207 回の利用があったところでございます。これまで電話窓口で行っていた空き状況の確認ですとか、利用申請と使用料の支払い、こういったものがオンライン上でいつでもできるようになったっていうところで、利用者の方からは、窓口に申請に行かなくても良くなったですとか、鍵の受け取りもわざわざ窓口のほうに行かなくて済んだっていうところで、利用者の方から好評の声をいただいているところでございます。
田村委員　それでは続きまして、ちょっと説明で報告書の段が変わるんですけれども、生成 AI サービスの内容についてお尋ねをいたします。生成 AI サービスの導入（480 アカウント）というのがございますけれども、昨年も同じ項目がありまして、これは 680 アカウントだったんですね。680 から 480 人減っております。金額ですけれども、昨年がおよそ 190 万円から今年 580 万円に増額をしておりますけれども、この増額の理由についてお尋ねをいたします。
デジタル戦略課長　まず、令和 6 年度につきましては、今、同じページに書いておりますチャットツール、ロゴチャットでございますが、こちらの中の AI アシスタントサービス、こちらのほうを利用しておりました。令和 7 年度におきましては、新しく生成 AI サービスのほうを導入、専門のサービスを導入いたしまして、その分で金額のほうが、費用が増額になっているっていうところでございます。
田村委員　続きまして、キャッシュレス決済サービスについてお尋ねをいたします。キャッシュレスサービス、決済サービスの導入、運用につきまして 1,270 万円ほどが記載されておりますけれども、この内訳、それから、もし対応窓口等拡充されておりましたら、その内容についてお尋ねいたします。
デジタル戦略課長　キャッシュレス決済サービスにつきましては、これまで公金収納のキャッシュレス化で対応しておりましたけど、窓口における支払いにおきましては、本庁の 2 か所、市民窓口課と税務課になりますけど、こちらのみキャッシュレス対応しておったところでございますが、今回、本庁、その 2 か所の更新と新たに 3 支所、それとあと出張所 5 つ、5 か所ですけど、計 10 か所に新たにキャッシュレス端末を設置したものでございます。これによりましては、利用者のニーズに応じた多様な支払い手段を提供することによりまして市民サービスの利便性の向上が図られたというところと、あと、POS 機能、データをリアルタイムに記録、集計できるシステム、こういったものも合わせて導入されておりますので、決済事務時間の短縮、そういったものの収納管理業務の効率化も図られたっていうところでございます。利用状況につきましては、

今年の 6 月時点になりますけど、支払いの約 10 パーセントの方がキャッシュレスを利用しているっていうところでございました。
首藤委員　関連です。そのキャッシュレスサービスの手数料ていうのってわかりますか。手数料の総額ですね。そのクレジット会社に行政から支払う額があると思うんですけども、それがいくらになってるかわかりますか。（雑談あり）ごめんなさい。別の関連です。田村大次郎委員がちょっと前に言ったやつなんですけど、生成 AI のサービスのお名前やメーカーなんかはお伺いしてもよろしいですか。
デジタル戦略課長　NTT 系のほうになりますけど、ガイザーっていうですね、自治体、結構シェア 1 番大きいっていうふうには聞いておりますけど、そのシステムっていうサービスを利用しているところでございます。
首藤委員　その自治体向けのサービスがあるというのをお伺いしてて、その今その生成 AI のエージェントでどんどんこう日進月歩ならぬ秒針分行のように進化してると思うんですが、そういうものにそのガイザー、同じようにこう進歩していく、同じようなレベルでこう進歩していけるようなものなんでしょうか、
デジタル戦略課長　こちらガイザーにつきましては、今おっしゃられる複数の生成 AI モデルが選択して利用できるっていうようなシステムになっております。ただ、ちょっと使えるモデルがちょっと限られたりとかっていうところで、今時点でちょっと最新まで行ってないんですけど、今後、ちょっとそのあたりにつきましては、利用のほうの状況を見ながら対応していきたいっていうふうに思っております。
首藤委員　ガイザーっていうのはNTTが独自に作ったというよりは、元々あるのを組み合わせたようなものということですか。
デジタル戦略課長　ちょっと説明が足りてなかったところですけど、ガイザーっていうシステムの中に生成AIのモデル、例えばジェミニですとかクロードですとか、そういった生成 AI モデル、色々複数あるかと思うんですけど、それがそのシステムの中で選択して使えるようなシステムというところになります。
上田分科会長　関連ございますか（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに質疑がございましたら。
重村委員　決算書の 22 ページ、歳入になります。第 15 款「使用料および手数料」の中に、ケーブルテレビの使用料、インターネット使用料ということで、いいよね。間違いないよね。で、私、決算ここ 2 回ぐらい苦言を呈してます。もうほっちゃテレビに指定管理業務として委託されて以後っていうのは、当然、市の歳入としてこの部分っていうのは、もう発生しないのに、未だにその歳入未済額が、ずっと未収金が発生してるっていうことで、それで、毎年収入済額は 0 っていうことで、債権管理という意味でね、債権とは言えないか、料だから。どうなのかということで、今回ですね、しかし、この不能欠損額である程度落とすのと、収入未済額にそのまま残すということをされてます。令和 7 年度の事業の中では、収入は 1 円たりともその過年度分の料に対する徴収は

できてないんだけど、不能欠損とこのまま未納として残しますよという措置がされてるんですけど、これはどういう経緯で、どういう判断のもとにこういう決算書の内容になってるのか、少し分かりやすく教えていただければというふうに思います。

デジタル戦略課長　今委員おっしゃられるように、昨年の決算委員会におきましては、全額不能欠損する見込みというような答弁があったかなと思います。今回、一部の不能欠損というところになっておりますけど、当該債権につきましては平成 20 年 8 月分から指定管理に移すまでの債権というところになっております。債権消滅の時効経過後に、令和 3 年度と令和 4 年度におきまして、条例の規定に基づきまして徴収停止の措置を取っておりまして、その措置から条例の施行規則で定める相当の期間を経過していることから、今回につきましては破産事件が終了しているものですとか、生活困窮で資力の回復が見込めないもの、あと転出等によりまして住居が不明であるとか、そういった確認ができたものから不能欠損をしたというところでございます。従いまして、未納として残っておる債権につきましても、既に時効が満了を迎えておりまして、時効の援用を意思表示された場合は直ちに債権が消滅する状況というのは変わりはないというところでございます。従いまして、令和 3 年度及び令和 4 年度に徴収していた当時と基本的には状況は変わらないものだと考えておりますので、指定管理者制度に移行してからの未納の状況等も確認しながら、今後におきまして徴収が困難なものにつきましては、条例の規定に沿って手続きを進めていくという考えに変わりはないというところでございます。

重村委員　はい、わかりました。前回、1 年前に私も苦言を呈してですね、きちんと本当に徴収ができないものであればね、行政手続き上、きちんとしていかないといけないという姿勢も見えますけれども、その時私は言ったのはですね、このやっぱり未納の方っていうのは、サービスを受けてる、間違いなくサービスを受けてる。それで、やはり料であるとか税であるとか、市民に対するその公平、平等な徴収というところから見れば、こちら全員がもう長門市に本当にいらっしゃらない方なのかどうなのかっていうぐらいは、きちんと調べての不能欠損するなりという手続きをされたらどうですかと、そのくらいはしたほうがいいんじゃないですかということを言ったつもりです。ということは、収入未済額で 87 万 9,880 円と 42 万 3,700 円がありますけど、これも極端に言うと、もう来年度は不能欠損というような処理に向かってもう動いていると、そういう認識で、もう調査しないと、ひょっとしたら長門市に例えば子どもさんが、その方の子どもさんがいらっしゃるとか、いや未だにその世帯で暮らしていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれない。まあ、そこら辺りの調査をしてそういう処理をしていくのか、それともももう全く時期が来たら不能欠損ということで落としていく姿勢なのか、確認をしておきます。

デジタル戦略課長　やはり、徴収停止をしまして、単に時間が経過したからということで不能欠損をするっていうのではなく、その当時の状況と変わりがないとかですね、

ちゃんと調査した上できちんと条例に沿って手続きをしていくというのが基本ではございますので、そのつもりでおります。

重村委員　それでは、ちょっと関連もありますので、こちらのデジタル戦略課のほうでケーブルテレビの業務の指定管理料というのをお支払いされて仕事を委託されてます。議会はですね、このながとテレビの経営状況とかいうのは、これはよほどでない限り公開もされないだろうし、情報として入ってくることがございません。しかしながら、行政サイドには、きちんとした指定管理者としての報告は、管理者としての報告は受けてると思うんですけど、毎年、ある程度の金額が運営費ということで管理料で払われてますけど、今現在のながとテレビがその徴収する業務っていうのは、全く滞りがない状況なのかどうかなのかぐらいは、私はご答弁できると思うんですけど、令和 7 年度はどうだったのか、ちょっと確認させてほしいと思います。

デジタル戦略課長　基本協定書に基づきまして、毎年度、年次報告書、決算になりますけど、これをいただいております。それとまた別に、こちらのほうから令和 7 年度の 3 月末の時点での未納の状況のほうを確認させていただきましたところ、ケーブルテレビとインターネット合わせまして約 280 万円ほどの、3 月末時点につきましては未納があるというふうに確認をしておるところでございます。

上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに、ご質疑はございませんでしょうか。

谷村委員　決算書 86 ページ、第 9 目「電算管理費」、事業コード 020「地方公共団体情報システム標準化対応事業」なんですけれども、このシステムを導入されて、市民の皆様が窓口での待ち時間、どのくらい短縮になったかというのは、データがありますか。

デジタル戦略課主幹　こちらのほうの標準業務のほうの対応状況なんですが、これは国の施策に基づきまして、既存のシステムがバラバラでしたので、標準の仕様書を定めて、それに基づいたシステムに移行してくださいというシステムとなっております。こちらにつきましては、市民の方が手続きに来られて、その短縮になるとか、そういった内容はちょっと含んでおりませんので、移行してから、私たちがちょっと見ている状況では、あまり通常の業務につきましてはあまり変化がないと思ってます。

谷村委員　既存システムの整理に伴う違約金の約 5,100 万円は、この国の標準化方針に伴うものと理解しておりますが、当初の予想の範囲だったのか、あるいはその負担軽減の交渉とかを努力されたのか伺いたいんですけれども。

デジタル戦略課主幹　まず、こちらのほうの違約金につきましては、元々の契約が共同システムのほう、自治体クラウドというシステムを 7 団体で運営しておりますけど、こちらのほうが 10 年契約を行っています。令和 8 年の移行に際しまして、48 か月の残債、リース残債が残りましたので、その負担を事業者のほうへ支払っているものです。

谷村委員　ガバメントクラウドの利用料なんですけれども、毎年これは継続して発生する費用と思うんですけれども、今回計上されているのは約 2,000 万円、これは来年度以降も同程度の推移で移行するんでしょうか。
デジタル戦略課主幹　今のご質問はガバメントクラウド利用料というふうに捉えまして、こちらのほうは、国が用意しますガバメントクラウドの環境を使うと従量課金制で発生いたします。そのため、こちらのほうは毎年利用するごとに金額が発生してきますが、先般申しましたとおり従量課金制ですので、必ずしも同程度の金額になるとは限りません。
上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに、質疑がございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、デジタル戦略課所管全般にわたり、ご質疑はございませんか。
重村委員　それでは、今一度ということで、先ほどケーブルテレビの未収金の状況とかの今後の対応も含めて聞かせていただきました。副市長のほうにお尋ねですけれども、決算時期を迎えて、来年度の予算編成に向かう中でですね、今回の本会議の中でも市長は、経常経費が随分嵩んできていると、その中でやっぱり市政の歳入面というのをやっぱりきちんとですね、精査をして、歳入費目、ここに着目をして自治体経営をやっていくんだというような概ね答弁であったろうというふうに思うんです。先ほど議論の中でも聞かせていただきましたけど、ケーブルテレビに、結局この料金っていうのは 10 年前の結局徴収できなかったお金ですよね。10 年経って未だにこうやって不能欠損でこうやって処理されるものもあるし、2 年間ぐらいは全く手付かずの状態だったと私は認識してるんです。本当に自治体経営というのは、もうこれからは本当に大変な時代で、各課が一生懸命になってご努力はいただいてると思いますけれども、やっぱり長である方たちがですね、こういうところの対応なり、処理なりっていうのをきちんとやっぱり指示をすることも私は大切だろうと思うんですけれども、非常に私は、10 年かけて結局最後には、来年、再来年ぐらいでね、全部不能欠損で落ちていくんだろうなって思うんですけど、そういうことも想像できる。今後の自治体経営の中で、いろんな課が、いろんな料であったり、税であったりっていう、徴収権者としてですね、私は市長、副市長というのは、そこらあたりのきちんとした指示なり、徴収対策に向けての指示を出さないといけないと思うんですけど、この案件に限らず、総括的なことでもいいですけれども、ご見解を確認しておきたいというふうに思います。
副市長　昨年の委員会でも重村委員からご指摘があって、私がお答えしたと思うんですけども、今現在、私は市の徴収対策本部の本部長をやっております。この件については、別途資料も徴収対策本部報告という形で今般の議会に提出をさせていただいているところでございますが、先ほどご紹介があったように、市長は常々、歳入の確保という中で、債権の適正管理ということを、先だっての質疑の答弁でも申し上げ

ておるとおりでございます。その意図を受けて、本部長である私は、この収入未済額の対応をしっかりするようにということで、年 1 回の本部会議ではございますけれども、その中で指示をしていることに変わりはございません。昨年も申し上げましたけれども、徴収停止に至るまで、条例に沿って徴収停止の手続きに至るまでは、現場の職員としてしっかり見るようにという指示をし、そして現実に動いていることは間違いございません。今回、一部の税と、それから上下水道使用料、こちらについては徴収率が若干昨年に比べて落ちたというところがございますけれども、先ほどのケーブルテレビ使用料、インターネット使用料に関して申し上げれば、今回、一部ではございますけれども、最近、破産事件が終了したとか居所不明、生活困窮、そういうのを確認したものから不能欠損をさせていただきました。住民票が確認でき、契約があるものについては、不能欠損とはしておりません。ただ、この債権自体がもうすでに 5 年の時効期限を経過しておりますので、債務者のほうから時効の援用をされてしまうと、その時点で直ちに債権が消滅するという、いわゆる私債権でございます。こういったことを考えれば、先ほど委員からご紹介があったように、いずれはこれも不能欠損に回さざるを得ないというふうに考えております。ただ、昨年申しましたように、説明責任を考え、この時効の援用ではなくて、議会に説明した上で、この手続きに入りたいと、処分を行いたいと思っておりますので、この点についてはご理解を賜りたいと存じます。全体を通して、ということでございましたけれども、その件については先ほど申し上げたとおりでございます。

上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）所管全般にわたり、ほかに、ご質疑がございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、デジタル戦略課所管の審査を終了します。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機願います。

― 休憩　11:42 ―

― 再開　11:43 ―

上田分科会長　休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総務部長　補足説明はございません。

上田分科会長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で議会事務局長からの審査を終了します。

　次に、総務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総務部長　補足説明はありません。

上田分科会長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。
中平委員　決算書は 66 ページです。報告書は 12 ページ。1 目「一般管理費」、事業コード 010 の「職員研修事業」について。若干でありますけど執行率が低いと思いますが、その理由をお伺いいたします。
総務課長　令和 7 年度職員研修事業の執行率が 86.2 パーセントにとどまりました主な理由といたしましては、研修にかかる委託料において複数事業者による見積もり合わせを実施した結果、当初予算にて予定しておりました額に比べて安価な金額で実施できたことが主な要因となっております。あとですね、研修の発注時に経費節減のため、事業者のほうの交通費ですね、そちらのほうが削減できるように複数の研修を同日で開催する、あるいは連続する、複数日ですね、そういったところで研修日程設定いたしまして、発注することによって執行額を抑えるというような工夫をしております。そのような結果、執行率のほうが低く収まったというような分析をしておるところでございます。なお、予定しておりました研修につきましては全て実施をしております。
中平委員　事業の成果のとこには書かれてませんけど、これはもう何年もこの決算審査で取り上げられております。ハラスメント防止研修について、もちろん令和 7 年度も実施されたと思いますが、その取り組みについてお伺いいたします。
総務課長　ハラスメント防止に関しましては、ハラスメント対策研修を平成 29 年度から継続して実施をしておるところでございます。課長補佐級以上の職員を対象に実施をしておりまして、令和 7 年度においては 20 名が受講しております。
中平委員　同じく成果課題には書かれてませんけど、職員がハラスメントを受けたからではなくても、メンタルヘルスやれる、その場合のケア等はどのように取り組まれていたのかをお伺いいたします。
総務課長　令和 7 年度におけるメンタルヘルスケアの取り組みについてですが、研修といたしましては、メンタルヘルス研修を実施しております。2 種類ございまして、1 つは、個人向けのセルフケア研修でございます。対象は、主任級以下の職員としておりまして、令和 7 年度は、27 名が受講しております。もう 1 つは、管理職向けのラインケアというメンタルヘルスの研修を行っております。こちらは、管理職であります課長補佐級以上の職員を対象として、こちらも 27 名も受講しております。
中平委員　僕から最後の質問になりますが、コンプライアンス、法令遵守、これはもう職員ではなくて社会人としての常識だと思います。そのあたりの協議もされてると思いますが、どういった取り組みでやられてるんでしょうか。課題等ありましたらお願いいたします。
総務課長　コンプライアンスに関しましては、基礎実務能力というところのカテゴリーにおいて、コンプライアンス研修及び公務員倫理研修ですね、そちらのほうを実施をさせていただいております。令和 7 年度におきましては、課長補佐級以上の職員を対

象にこちらを行っております。受講者については 108 名参加しております。令和 7 年度におきましては、不祥事が複数件起こっておるという実態もございましたので、ここの部分については、令和 7 年度、重点的に実施をしておるというところでございます。
上田分科会長　関連はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。
重村委員　それでは、決算書は 66 ページになります。第 1 目「一般管理費」の中に、コードは 001「職員人件費」の中で、中ほどに退職手当、一般職ということで、1 億 7,000 万円あまりの決算額が記載をされてます。確か、年度末の 3 月議会で、令和 7 年度の 3 月末の補正予算で、1 億 1,000 万円ぐらいの補正予算が出てきて、退職者数に合わせた予算が補正予算で組まれて、最終的な決算数字がこの数字ということだろうというふうに思います。過去 4 年ぐらい、こう調べてみるとちょっと、特別職の方の退職金は別です。一般職の退職金っていうのが、多い年で、やはり 3 億円近くで、少ない年で 1 億円を切るぐらい、一般職の方で。それはもう当然、年によって退職者数も違いますけれども、それ以上に、私は予算上のことではなくて、その当時、やはり今、定年延長がこうされてる過程の中で、やはり 30 代、40 代、50 代の退職者が思った以上に多くて、その補正予算の時に危惧したと言いますかね、大丈夫かと。長門市役所の職員の方たちっていうのは、本当に最後までちゃんと働いてもらってる環境にあるのかと。これは人事のほうになるかもしれませんけれども、それは全く退職者がいないっていうことはないと思います。家庭の事情があったり、人生の事情があったりとかいうことですけど、ここ近年を見ると特に 30 代、40 代、50 代の中堅の職員の方の退職手当金っていうのを準備しないといけないという状況です。これについて、総務課としてどのような認識を、令和 7 年の決算、退職者を見たときに認識を持たれてるのか。先ほどの関連になりますけどね。ただ職員研修をしとけばいいっていう問題の今は状況ではないんじゃないかなっていうふうに認識をしてするんですけど、総務課としてそれはどのような認識をされてるのか、お尋ねをします。
総務課長　確かに、早期退職というか定年前退職の職員がここ数年増えているという実態は、確かに実績として上がってはきております。そのことについての見解ということでございますが、早期退職においてはきちんと 1 人 1 人全て面接を行いまして、どのような事情で退職をされているのかというのは、こちらのほうも把握はしております。で、内容については個人情報等ありますので公表することはできませんけれども、種々色々いろんな事情が複雑に絡んでいるという部分はあります。どのような対策というようなところもあるのはあるんですけれども、どちらにしてもその職場内での円滑なコミュニケーション。あと上司のマネジメント力、その他、業務の平準化、そういったところがやはりある程度大きな要因ではなかろうかというふうにこちらは分析しておりまして、そちらのほうに対する取り組みを、研修あるいは精神っていうか、メンタル面においては心の健康相談とかですね、そういった大学の先生とか招聘いたしまして、

そういった利用できる制度等も完備しながら、そういったところを利用しながら、職員のケアをしていければと。そうして、なるべくこう働きやすい環境作りというか、そういったものを構築していくようにできればというふうに考えてるところでございます。

重村委員　数字のことじゃないので、非常に答弁も難しかったと思うんですがね。私、令和 7 年度のやっぱ決算の時に、その一年、令和 7 年度に何が起きたかということも、これは数字だけではなくて、今、市役所の中でどんなことが起きてるかっていうのも私は、きちんとやっぱり反省するなり、今後の改善策は何なのかっていうのを、私はやはり総務が中心になって、これをやらないとほかの課にはできないことですから、非常に厳しいことを言ってるようですけど、是非そこらあたりの分析とやっぱ対策っていうのは私は必要じゃないかなと思います。ちょっとこれもあれですけど、私は、これも人事にちょっと聞きますけどね、10 年間で 6 回異動がある。10 年間で 6 回ですよ、過去。これは人事っていうのは、副市長、特にね、多分されるんでしょうけど、最終的には総務課の人事が来年はここの課に行ってくれっていう打診をするわけですから、これもう客観的でいいです。10 年に 6 回、課の異動があった方がいらっしゃると私は聞いてます。これに関して、客観的に人事課としてどのような見解を持ってるか。いや、仕方ないことなんですっていうのか、本当に職員が働く場として、非常にご本人が危惧をするかもしれない、たらい回しにされてるっていう感覚を受けるかもしれない。そこらあたり、客観的な返答でいいですから、お願いしたいと思います。

総務課長　10 年間に 6 回異動ということは、概ね 1 か所が 2 年ですかね、あるいは 2 年以下というような状況で異動を繰り返すというような状況であろうかとは思います。ただ、やはりいろんな状況があるかとは思います。例えば、その時いた部署が廃止になるとか、事業が縮小になるとか、そういった部分もあろうかと思いますので、一概に、その働く環境の方が悪いとか、何かしらの、そういった職員に問題があるとか、そういったところで結論付けるのはなかなか難しいのかなとは思っております。やはり実際のその具体例ですね、見ながら、どういった要因があるのかというのはきちんと分析しながら、人事等については考えていかなければならないかなとは思う、その材料としては、重要なことではあろうかと思っております。

上田分科会長　関連ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）他にご質疑ございましたら。

重村委員　ごめんなさい、もうちょっと、決算書のページあれですけど、話せばわかると思います。昨年、7 年度の年度末に基金に退職金の手当を 1 億円積み上げられたと思います。で、これは 3 月の補正で組まれて、いい取り組みを始められたなって私は個人的には思ったんですけど、多分、2 月の 24 日に、これ補正予算ですから議決をしてるはずなんですけれども、今回の、いろいろ私、資料見る中で、3 月 31 日の年度末の時点での基金には入ってなくて、出納閉鎖までの間にこの 1 億円が積み上げられてると思うんです。基金残高だけ確認すると。で、出納閉鎖期間中にきちんとしとけば問題はないとは思うんですけれども、これは 2 月の 24 日に議会としてはもう議

決して、基金 1 億円積み立てていいよっていう議決をいただいて、なぜ出納閉鎖を待っての期間にこの基金の積み立てっていうのが行われれてるのか、確認をしておきたいというふうに思います。

人事班長　退職手当基金につきましては、基金の、出納閉鎖という概念はございませんので、会計年度で、基金の方は収支を整理をしております。で、退職手当基金に関しましては 1 億円積み増しておりますけれども、これにつきましては令和 8 年 4 月 21 日に基金の方に収入をしております。

重村委員　問題があるとは思ってないですよ。出納閉鎖期間中でもあるし、その年度の処理をする期間ですから。ですけど、議会としては 2 月 24 日に議決して、ああは言うけど、年度末っていうのは 3 月 31 日っていうのが大原則に僕はあるつもりだからね。なぜその 4 月 20 何日になってるっていうなんか訳があるのか。例えば、1 億円という金額が 3 月 31 日にまでに基金に積み上げられない理由があるのかな、どうなのかなっていう確認がしたいんですけど、その辺。ごめんなさい、私の飲み込みが悪いのかもしれない。

人事班長　退職手当基金の積み増しにつきましては、4 月 21 日に収入になったという理由ですけれども、これにつきましては、事務処理上の関係で 4 月 21 日となったものでございます。

上田分科会長　関連はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）他にご質疑がございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、総務課所管全般にわたりご質疑はございませんか。

重村委員　それでは、今一度です。先ほども質疑をさせてもらいましたけれども、議員、議会としては、やはり若い方が退職をされるということに、非常に、これは全議員が多分危惧してると思います。こんな言い方するとあれかもしれませんけど、確かに人材が少ない中で、私、この市役所でも外国人労働者が必要になってくるような時代が来るんじゃないかなと思って、今のままでいくとほんとに。だから、やっぱりこれは新規採用者、それから社会人枠で入ってこられる方を補充しながら、やっぱ将来この庁舎を担っていただく方を、やっぱり育てていかないといけないし、いや、ここで踏ん張って頑張りたいというふうな、私は職場であってほしいと思います。その中で、以前聞いた時に、副市長のご答弁の中、概略を言うと、今の社会っていうその変化をした中で、こういう情勢もあるだろうし、それと、売り手市場と言いますかね、人材が不足している。民間も多い中で、人生を決定されることっていうのは往々にしてあるとは思いますけど、厳しい言い方すると、天秤にかけた時に長門市役所を選ばなかったっていうことです。厳しい言い方したら。職場として、自分の人生の中でここじゃないという判断をされたんだと思うんです。これは、やっぱり綺麗事で済ませるんじゃなくて、私はもっと今の職員の方が最終的に成長して、ほんとに市民を代表する事務方として、私は頑張っていただくような職場でないといけないというふうに思うんですけど、

副市長の考え方、認識としてね、いや、今の社会情勢ですから仕方ないですよと、一定程度っていう考えじゃ、私はまずいと思うんですよ。やはり 7 年度の、やはりここ最近の状況と、7 年度を加味してね、ここの、ただし職員研修をしとけばいいとか言うんじゃなくて、育てていくという観点から、きちんとした見解を確認しておきたいなというふうに思います。

副市長　一度私もお答えしたと思うんですけれども、確かに、最近の社会情勢の変化については、もう否定しがたい事実です。退職されていった若い方の中にはですね、転職によるキャリアアップを目指すという形で出ていかれた方もいらっしゃるのは事実です。そうした中で、いかにこの長門市役所を魅力ある職場にしていくか、それはもう、私どもに突きつけられた大いなる課題だと思います。私自身、公僕を目指してこの職務に入って 40 年以上経つわけですけれども、そういった公僕というものに対して魅力を感じる、ここは自分の働きがいのある場所だと言っていただけるような職員を育てられるように、先ほどから職員研修事業挙げておりますけれども、こういった形で進めてまいりました。それにはまず、職員が安心して働くことのできる職場環境を確保するということは大前提だと思います。この上に立って、その魅力ある公務職場、公僕としての公務職場、こういったものをいかに今の若い方々、そして社会人として転職してこられる方々に感じていただけるか。この辺りは、大変大きな問題であり、答えがすぐに出る問題ではございませんけれども、人事を預かる私としては、この辺りを丁寧に、新規採用職員に植え付けていきたいというふうに思っております。それと、蛇足ではございますけれども、昔、私も 50 歳の時に県の人事課から言われたんですけども、本市も 50 歳を機に退職勧奨制度というものを持っておりました。これ、実は昨年度まで続けられたんですけども、今はそういう時代ではないということで、組合との交渉の末、一応今年度で退職勧奨制度はやめることにいたしております。そういった形で、もちろんあとはご本人の考え次第というところにはなりますけれども、ご事情もありましょう。制度的にはそういうことも一旦廃止して、最後まで、この公務職場に残っていただけるよう日々努力していきたいということをこの場でお約束申し上げたいと思います。

重村委員　すいません。もう 1 点の視点を漏らしてました。もう 1 点は、先ほども言いましたけど、ここ数年っていうのは、新しい課を作ったり、部を作ったりとかいうことで、人事異動も激しかったと思いますし、致し方ない部分もあるのかもしれませんけど、先ほど事例を出しました。10 年に 6 回。一生懸命ね、総務課の課長は答えていただきましたけど、人事の 1 番のトップは副市長であろうというふうに思ってます。こういう声は、辞めた人から出てきたのか、今の現在の職員の中から出てきたのかは言いませんけれどもね。そういう現実があるという中で、私は、いろんなスキルを身につけさせようっていう考え方は、それはいいです。だけど、やはりその本人にとったら、やっぱり今年もまた異動で、新しい課、新しい課、この考え方は、やっぱり職員が少なくな

っていく中で起こりうることでしょうけどもね。やっぱりそういう視点を、私は忘れてはならないと思うんですよ。昔の方ならひょっとしたら耐えられたかもしれないけど。これについて副市長の見解だけ確認しておきたいと思います。

副市長　まず、ご答弁する前に、私事になりますけれども、私、県庁、最終的には59歳で辞めるんですけれども、私のその辞める直前の 10 年間で 7 回変わっております。これはもちろん管理職になってからの話ですから致し方ないところではありますけれども、もう1年で全く違う部局へ行かなきゃいけない、こういうことを繰り返してまいりました。しかし、与えられた命令である以上、そこはもう 1 日たりとも、そういう怠りがあってはならないということで一生懸命勉強して、その課の職員に追いつくようにキャッチアップしてきたつもりではございます。そうした中で、先ほどおっしゃってました、この 10 年で 6 回という職員も確かにいらっしゃいます。これは、実は委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしてまいりましたけれども、今年度をもって一応完遂したというふうに私は考えておりますが、部課設置条例、今回、大きな部の再編とかございましたけれども、一応これを年次的に進めて、今ちょうど完遂した、この状態だったらなんとかいけるんじゃないかというところまで今持ってきたつもりです。現在の社会経済情勢に合わせてこの部課設置を変えてきたつもりでございます。その中で、そういった 6 回に及ぶ異動をされた方もいらっしゃる。しかし、人事に関しましては、適材適所、この方なら次の課に行ってもできるだろう、そういったところを、つぶさに、一般職員まで含めて、私も見てまいりましたし、そしてその職員のお人柄、仕事ぶり、この辺りを考えての異動をお願いしてきたというところだけは、ご理解を賜りたいと思います。その中でちょっとどうなのかという形で、メンタルになったりとか、そういうことがままあるかもしれません。それについては、先ほど担当課長が申し上げましたけれども、「心の健康相談」なり、そういったところでカバーしていければというふうに考えております。私、ちょっと詳細を存じ上げませんのでその程度しかお答えできませんけども、その点、ご理解を賜りたいと存じます。

中平委員　関連ではございませんが、重村委員の質問と被るとこがあると思いますが、よろしくお願いします。僕はやっぱ職員研修事業について、ハラスメントが起きれば、職場環境の悪化、で、ハラスメントを受けた職員の心身の崩壊とまで言われるとちょっときついところがあるんですが、その損害、これも、損害っていうのはやっぱ市役所も受けます。その職員がいない場合、補充もしなければいけないし。だけど、その職員が、休みを取りながらカウンセリング受けたり服薬しながら市役所勤務を続け、それに耐えきれず、職を辞しても容易に立ち直れるものでもないし、その被害を受けた職員のその人生っていうのを、もう本当暗いものになると思うんですよ。まあそこで、今以上にハラスメント防止研修、メンタルヘルスケアの推進に取り組むべきだと考えますが、職員の心身の健康を守ることが重要な職務の 1 つである副市長に、このハラスメント防止研修、メンタルヘルスケアの推進について見解をお伺いいたします。

副市長　私は、委員から今ご指摘のありましたハラスメントの防止と、それから職員のメンタルスケアっていうのはですね、先ほど申し上げたように、職員が安心して働くことのできる職場環境を確保するという上で大変重要であるというふうに認識しております。そのため市では、ハラスメント防止に関する研修をはじめ、先ほど担当課長申しましたように、職場環境改善アドバイザーによる「心の健康相談」、そして産業医による健康相談などに取り組んでいるところでございます。また、時あたかも、本日、10月 1 日からは法改正によりまして、カスタマーハラスメントや、それから求職者、いわゆる職を求める方に対するセクシャルハラスメントへの対策も、事業主に義務付けられたところでございますので、こうした制度改正にも適切に対応してまいりたいと考えております。今後とも、様々なハラスメントの防止と職員の心身の健康保持を一体的に進めまして、職員一人ひとりが安心して働き続けることのできる職場環境づくりに組織として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

上田分科会長　ほかに所管全般にあたりましてご質疑ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で総務課所管の審査を終了します。すいません、昼を回りましたけれども、午前の部はこの程度にとどめます。再開を 1 時 15 分。13 時 15 分からにします。よろしくお願いします。お疲れ様でした。

― 休憩　12:12 ―
― 再開　13:13 ―

上田分科会長　引き続き、午後の会議を始めます。次に、財政課所管について審査行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総務部長　補足説明はありません。

上田分科会長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

田村委員　主要な施策の報告書は 1 ページになります。ここには積立金取崩額という記載があります。決算書 48 ページです。歳入の 20 款、1 項、1目「財政調整基金繰入金」がこれに該当するかと思いますけれども、5 億円との記載があります。この令和 7 年度決算で取り崩した基金 5 億円の具体的な使途、それから、経常経費に充当されていないか、お尋ねをいたします。

財政課長　ご質問のこの財政調整基金の取り崩しにつきましては、特定の事業に充当するというものではなくて、年度間の財源の不均衡を調整するため、一般財源として繰り入れたものでございます。従いまして、令和 7 年度決算で取り崩した財政調整基金につきましては、個別にこの事業に充てたと区分されるものではなく、当初予算や補正予算全体の収支不足を補うための財源として繰り入れているものでございます。そのため、結果としては、経常経費も含めまして一般会計全体の財源に充当され

ていることになりますが、これは財政調整基金の本来の役割でございます年度間の財源調整の範囲内の対応でございます。

上田分科会長　関連ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、ほかに質疑がございましたら。

田村委員　これ、ちょっと全体的な話になるんですけれども、経常的な経費が一般財源を圧迫をして、経常収支率が今回 99.1 パーセントということで、昨年が 97.4 パーセントでした。高止まりをしておりますが、令和 7 年度における義務的経費や維持管理費を抑制して、財政の弾力性を回復させるための具体的な取り組みがありましたらお願いします。

財政課長　令和 7 年度における具体的な取り組みということで、委員ご指摘のとおり、物価高騰や人件費の上昇が続く中で、経常的な経費が一般財源を圧迫し、経常収支比率は高い水準で推移しております。このため、令和 7 年度におきましては、事務事業の見直しやデジタル化を推進することで業務の効率化を図り、人件費や維持管理費の抑制、また公共施設等総合管理計画に基づきまして、公共施設については統廃合や長寿命化、予防保全を進め、将来的な維持経費の抑制を図ったところでございます。なお、義務的経費につきましては、これは性質上、直ちに大幅な削減が難しい経費でございますが、市債の発行を抑制することなどによりまして、こちらも将来的な負担の抑制に努めたところでございます。

上田分科会長　関連ございませんか。なければほかに質疑ございましたら。

中平委員　長門市監査委員から提出されております令和 7 年度長門市財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 3 ページ、ちょっと読みます。これ、健全化判断比率とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの財政指標の総称であります。この上の 3 つはないものということ。昨年のこの決算審査でもお答えありましたけど、当年度の健全化判断比率においては、国の定めた早期健全化基準、これちょっと今潰れそうだからすぐ改善しなさいよっていうことだと思うんですけど、下回ってると。しかしながら、こっからなんですよね。市税の減収や社会保障の増大、老朽化等に伴う公共施設の維持改修への対応、物価高騰等による財政需要の拡大などが、本市の財政を取り巻く環境は依然として大変厳しい状況にあることから、引き続き財政健全性の維持向上に努めたいと監査委員に指摘されております。ただ、これがですね、もう下手したら同じような文面で毎年指摘されてます。こういうことに対して、財政課はどう受け止められているのかをお伺いいたします。

財政課長　財政課の見解ということで、審査意見でもございますし、ただ今、委員からもご指摘いただきましたように、令和 7 年度の健全化判断比率につきましては、意見書にもありますとおり、国の定める早期健全基準を下回っておりますので、実質的な意味で直ちに財政再建を要する状況ではないと受け止めてはおります。しかしなが

ら、財政力指数が依然として低い水準にとどまっていることに加えまして、経常収支率が高い水準で推移しておりますことから、財政構造の硬直化という課題は引き続き残っていると認識しております。このことは審査意見書でもご指摘のとおりでございまして、人口減少や少子高齢化に伴う市税の減収、社会保障経費の増大、公共施設の老朽化への対応、さらには、物価高騰や人件費の上昇など、本市を取り巻くこの財政環境は依然として厳しい状況にございますので、現状に甘んじることなく今後の財政の健全性の維持向上に向けて、より一層の取り組みが必要であると考えております。

上田分科会長　関連ございますか。(「関連なし」と呼ぶ者あり)それではそのほか質疑がございましたら。

重村委員　3 点お尋ねします。1 問目は今年度の、先ほどから数値が見れる資料がたくさん出てますけれども、決算収支の状況を見ると地方債の繰上償還は、令和 6 年度、令和 7 年度も繰上償還っていうのは行われておりません。平成の時代からこの財政健全化っていうものが叫ばれて、しきりに高い金利のものっていうのは安い金利のものへということで、借換えのような形で繰り上げ償還をして借り換えていくというようなことが盛んに行われました。令和 7 年度の決算を見ると、繰上償還の、今現在財政課としての認識の中で、そういう償還をしないといけない高い金利の市債はないというような判断を議会人としては持っていいのかどうなのか、確認をしておきたいと思います。

財政課長補佐　本市が有する市債につきましては、最も高利率のもので、3.2 パーセントとなっておりますが、市債を任意で繰上償還する場合には、基本的には補償金の支払いが必要であることや、交付税措置のある市債につきましては、その措置を含めた効果を踏まえて判断する必要があるため、財政負担の軽減につながるかどうかも含め慎重に見極める必要がございます。また、本市の実質公債費比率や将来負担比率などからも健全な範囲内にあることから、現時点においては直ちに繰上償還を行う必要性がある市債はないものと整理しております。

重村委員　大変よくわかりました。2 点目です。令和 7 年度は、国勢調査が行われた年です。激減という表現がいいのか、予想を上回るですね、長門市っていうのは、人口減少の数値が叩き出されました、速報値として。当然、地方交付税っていうのは、人口という数値も大きく、地方交付税の算定については、大きく関係してくることが予想されると思うんですけれども、令和 7 年度の決算では 90 億 9,700 万円ですけれども、この国勢調査を踏まえて、人口が思った以上に減ってる。これが地方交付税への今後の影響っていうのがあるのかどうなのか、見解をお尋ねします。

財政課主査　今後の地方交付税の影響ということですが、特に普通交付税につきましては、標準的な行政運営に必要な経費を示す基準財政需要額、これを基に算定をされております。この需要額の算定には、人口を用いることが多いということもありま

して、国勢調査で人口が減少すれば影響を受ける可能性はございます。しかしながら、普通交付税の算定においては、社会情勢に応じた費目の新設ですとか制度の改正とか、また人口減少に伴う激変緩和措置、これらも導入されておりますことから、人口減少がそのまま減額に直結するというものではないと考えております。従いまして、今後の具体的な影響額を見込むことは難しい面がございますけれども、国の財政計画や算定結果を注視しつつ、人口規模に見合った行政運営に努める必要があると考えております。

重村委員　じゃあ私からは最後にします。様々なとこでこれは議論になるかと思いますけど、今のここ 2 年で社会情勢っていうのは利息が非常に思った以上に高くなって、極端に言うとそういう金利が上がると、自治体の経営の中で、様々な事業をしようと思うときに市債を発行するという場面が出てきます。当然、これ市債発行するということは、今の現状の金利を考えると、2 年前に比べると非常に、利息的に高い市債を借りないといけないというような状況が起こってこようと思いますけど、長門市っていうのは、これからいろんな事業、畜産団地であったりとか伊上の整備であったりとか、色々なことを考えると、これからの市債の発行っていうのは非常に気を付けないといけない。プライマリーバランスは市長も本会議の中で気を付けたいということをおっしゃってますけど、この利息について市債を発行するときに、財政課としてはどのような認識の上で市債を発行していくのかという考えがありましたら、お尋ねをしたいと思います。

財政課長　確かに、昨今、金利が急上昇しております。今後におきましても、市債発行につきましては、公共施設の更新、防災対策、地域経済の基盤整備など、真に必要な事業に限って活用する。それとともに国の財源措置のある有利な地方債、これを選択することで、金利が上昇してもある程度は基準財政需要額の中で見て対応できるというようなところで、将来世代に過度な負担を生じさせないように、持続可能な財政運営、市債発行に努めていきたいと考えております。

上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございました。

首藤委員　経常収支比率が高いかばかりだけで見るのではなくてですね、経常収支比率を下げること自体を目的にするのではなくて、市の経常支出のうちどれだけが市内事業者や市内の雇用、市内所得に還流、戻っているかっていうのを把握していたりとか、それを把握しているか、また市外へお金がどんだけ流出しているかっていうのは分析されてらっしゃいますか。

財政課長　基本的には、そこまでの分析というものを、この令和 7 年度決算ではしておりません。申し訳ありません。

首藤委員　同じ 1 億円でも、市内に使われるのか、市外の事業者に使われるのかでだいぶ話が変わってくるかと思うので、是非市内循環率というか、調達率というか、

そういったものを導入されてはいかがかなというふうに思いました。導入されるという考えはないでしょうか。

財政課長補佐　市内業者への波及効果でありますとか、市外業者への波及効果でありますとか、その辺の把握は非常に難しい面がございます。また、過去には個別の事業について経済波及効果を算出したりとか、そういったことはしておりますけども、全体的にそういったことをするというのはなかなか時間的にも厳しいところでございますが、財政運営の中で、色々支出する上でも市内業者へ支出できるものは優先して支出するとか、そういったことには努めております。

上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、そのほかに質疑がございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、財政課所管全般にわたり、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、財政課所管の審査を終了します。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は自席で待機をお願いいたします。

― 休憩　13:29 ―
― 再開　13:30 ―

上田分科会長　休憩前に引き続き会議を始めます。次に、監理管財課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総務部長　補足説明はありません。

上田分科会長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

田村（大）委員　決算書 74 ページです。第 5 目「財産管理費」、事業コード 015「市有財産利活用事業」、この中の公共施設等解体撤去事業についてお尋ねいたします。これは旧 NTT 舎の解体撤去によるものですけれども、解体後の跡地利用について検討または決定されたことがありましたらお願いします。

監理管財課長　旧 NTT 舎の解体後の跡地の利活用につきましては、市有財産が市民共用の財産であることから、市が引き続きまして公共福祉のために利用することが最も望ましいと考えておりますが、まず行政需要がないか検討し、行政需要が望めない場合には、地元自治会等から跡地の利活用について要望がないかなどお聞きするようにしております。現在、旧 NTT 舎跡地につきましては、行政需要も地元からの利活用もないため、維持管理費の節減や自主財源確保の観点から、民間への譲渡や貸付による積極的な利活用を目指し、現在、市のホームページ上で公表し、相談を受け付けておるところでございます。

上田分科会長　関連はございませんか。

中平委員　今の跡地利用、ちょっと言えば売払いも含め、市議会でも、不要なという

よりは市有財産の売払い等を進めろということを常々言っております。令和 7 年度でそういう進展があったところ等ありましたら、お聞かせ願います。
監理管財課長補佐　令和 7 年度の市有地の利活用につきましては、日置の旧高齢者コミュニティセンターにつきまして、これは建物も含めまして土地の売却をしております。
上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。
田村（大）委員　それではですね、決算書 74 ページ、事業コード 700「市有財産維持管理費」の計画策定業務委託料にあたると思うんですけど、第 3 次アクションプランを策定されております。第 2 次アクションプランと第 3 次アクションプランについて、現在ホームページでも公開はされておりますけれども、こちらの変更点などについて説明をお願いします。
監理管財課長　第 3 次アクションプランにつきましては、第 2 次アクションプランの実績を踏まえ、個別施設ごとの再評価を行い策定しております。また、具体的な方針として、公共施設の使用目標年数を原則 60 年、長寿命化改修を実施した公共施設につきましては 80 年とし、この間、計画的な保守点検、改修等を実施し、長寿命化を図っていくように策定しております。
上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、監理管財課所管全般にわたり、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、監理管財課所管の審査を終了します。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は自席で待機をお願いいたします。

― 休憩　13:34 ―
― 再開　13:35 ―

上田分科会長　休憩前に引き続き会議を始めます。次に、税務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。
総務部長　初めに税務課所管の審議並びに補足説明に先立ちまして、私から委員の皆様に決算資料の訂正とお詫びを申し上げます。この度、委員の皆様に当初お送りいたしました令和 7 年度決算にかかる資料のうち、市税の概要及び令和 7 年度長門市徴収対策本部報告におきまして、多数の記載の誤りがございました。また、正誤表並びに差し替え資料の送付が遅れたことにつきましても、重ねて深くお詫びを申し上げます。今後は、確認体制を改めて徹底し、再発防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。この度は大変申し訳ございませんでした。
　それでは、引き続いて税務課所管につきまして補足説明をさせていただきます。歳

入になりますが、決算書の 13 ページから 16 ページ、第 1 款「市税」では、前年度と比較して 4 億 5,407 万円の増収となっております。これは、個人市民税において分離所得の増などにより 4 億 2,820 万円の増となり、固定資産税では家屋の新築などにより 1,548 万円の増収となったところでございます。また、入湯税は、観光客数の増などから 389 万円の増収となっております。収入につきましては、市税全体で 98.2 パーセントと、前年に比べ 2.3 ポイント改善しておりまして、収入未済額は 6,620 万円となったところでございます。収入未済額が増加した要因といたしましては、物価高騰等による生活費の負担増加など、納付資力が十分でない案件が増加し、比較的少額な 50 万円未満の滞納案件が増加したためと考えております。以上で補足説明を終わります。

上田分科会長　以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員　課長がお答えになると思うんですけど、令和 7 年度の市税全般について総括をお願いします。

税務課長　令和 7 年度の市税の収入につきましては、決算書の 4 ページになりますが、調定額の 39 億 6,810 万円に対しまして、収入済額は 38 億 9,539 万円で、徴収率は 98.2 パーセントとなり、令和 6 年度より 2.3 パーセント上昇しております。主な税目の増減につきましては、先ほど総務部長の補足説明いたしたとおりでございます。また、収入未済額につきましても、先ほど若干総務部長の補足説明で触れておりますが、6,620 万円となりまして、令和 6 年度に比べ 1,120 万円程度増加をしております。これは、現年分、過年分ともに 50 万円未満の比較的少額の滞納案件が増加してきたためとなっております。その背景といたしましては、物価高騰等による生活費の負担増加など納付資力が十分でない案件が増加し、納付相談や分納による対応、こういったものを余儀なくされたことが挙げられます。今後につきましては、税の公平性を担保するため、滞納者の自主的な納付を促すことを目標としつつも、個々の実情に合わせまして、地方税法に基づく徴収猶予は、減免制度の適時適切な活用を図りながら、公平公正な債権管理に取り組んでまいりたいと思っております。

上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。

谷村委員　決算書 124 ページ、1 目「税務総務費」事業コード 020「定額減税補足給付金給付事業」についてですが、1 点だけ、予算額が 1 億 2,787 万 4,000 円で、決算が 4,000 万円ぐらいちょっと減っているんですが、執行率は低いんですが、その理由を教えていただければと思います。

税務課長　この予算につきましては、3 月補正で取らさせていただきまして、全額を令和 7 年度へ繰越したといった予算であったと記憶しております。まず、この不足額給付につきましては、給付しきれなかった方々に対して、確定申告等において改めて給

付額を確定した上で不足を給付するという制度でございましたことから、予算につきましては、取ってはおりますけど、それほど給付に要する費用がなかったということでございます。ましてや、繰越した予算につきましては、補正予算ができませんので、そのまま予算が不執行になるといったことになっております。

上田委員長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。

重村委員　補足説明いただきました。令和 7 年度の市税の個人市民税に関しては、4 億 3,000 万円弱ぐらい増えたということで、これは 4 億円も増えるっていうのはちょっと異例なことであろうというふうに私どもも思うんですけど、これはもう令和 7 年度が特異的な年であったというような認識でよろしゅうございますか。っていうのが、地方紙、地元の新聞でもこう書かれましてね、13 市で長門市が所得のナンバーワンになったというような記事が出たのも、こういう要因も含めて、所得が特定のあることがあって市民税の増があったと。だから、例えば令和 8 年度以降っていうのは、こういうことっていうのはなかなか想定されないんだろうなとも思うんですが、そこは、そこらあたりの見解を確認しておきたいと思います。

税務課長　令和 7 年度につきましては、委員おっしゃるとおり、非常に市民税の伸びが大きかったわけではありますが、これは所得の種類、性格から申しますと、一般株式等にかかる譲渡所得、そして上場株式等にかかる譲渡所得。これが非常に大きなウエイトを占めております。これもやっぱり、先ほど申しました所得の性格上、どうしても一過性のものであるでのではないかいうふうに考えておりますので、このあたりにつきましては来年の決算にはなろうかと思いますが、ちょっと減ってくるのではないかというふうに思っております。なお、農業所得とかにつきましては、比較的米の値段が上がってきておりますので、それは令和 7 年度ではなく令和 8 年度の住民税のほうに影響してきておりますので、そちらのほうは総所得としては上がってくるんではないかというふうに考えております。

上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、税務課所管全般にわたり、ご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で税務課所管の審査を終了します。ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩します。委員は自席で待機をお願いします。

― 休憩　13:43 ―

― 再開　13:44 ―

上田分科会長　休憩前に引き続き会議を始めます。次に、防災危機管理課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総務部長　補足説明はありません。
上田分科会長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。
田村(大)委員　それではお伺いします。決算書 98 ページの第 17 目「防災対策費」、事業コード 015「防災対策事業」の業務委託料 403 万 7,000 円ですけれども、これはハザードマップ作成の経費ということでよろしいでしょうか。
防災危機管理課長　委員お見込みのとおりです。
田村(大)委員　では、ハザードマップを作られたという、更新されたということですけれども、このハザードマップの活用についてどのように行っていくのかお尋ねします。
防災危機管理課長　活用につきましては、各世帯に配布しております。部数は今 1 万 1,000 部ほど配布しておりまして、防災出前講座及びホームページ等で住民の方に周知しております。
田村(大)委員　ちょっと財源についてお尋ねをするんですけれども、これは国、県の補助事業を活用されておりますけれども、歳入の箇所をそれぞれお伺いできますか。
防災危機管理課長　歳入につきましては、農山漁村地域整備交付金 166 万 9,000 円と、単独県費、農山漁村整備事業費補助金の 3 万 6,000 円でございます。これは、海岸の管理者が異なることによって補助金が異なっているところです。
田村(大)委員　海岸の管理者が異なることによる補助金の出る元が国であったり県であったりということだと伺ったと思います。海岸線の管理者による国、県、それからその補助事業の出た元のですね、事業名の詳細がありましたらお願いします。あと、国、県の費用とその市の持ち出しの費用との割合もお願いします。
防災危機管理課主査　補助率につきましては、委託料の高潮ハザードマップ作成業務の 341 万円を対象にしておりまして、それの 2 分の 1 の補助を受けております。ですので、170 万 5,000 円の補助を受けております。それの内訳につきましてですけれども、そのうち国費のほうが 166 万 9,000 円で、県費のほうが 3 万 6,000 円となっております。それで足して 170 万 5,000 円でございますけれども、国のほうで所管が分かれてございまして、長門市の海岸線の中で様々管理されているところがございます。申しますと、水管理国土保全局、港湾局、水産庁、農村振興局、それぞれ管理されている場所がございますので、それに伴いましてそれぞれ管理されている管理延長という長さがございます。それにつきまして、割合を案分していただき、各々負担割合を算出しておると伺っております。具体的に申しますと、水管理国土保全局につきましては 16.5 パーセント、港湾局についてが 35.2 パーセント、農村振興局についてが 2.1 パーセント、水産庁につきましてが 46.2 パーセントとなっておりまして、額に直しますと水管理国土保全局につきましてが 28 万 1,000 円、港湾局につきましてが 60 万円、農村振興局、これが県ですけれども 3 万 6,000 円、水産庁分が 78 万 8,000 円となりまして、合計で 170 万 5,000 円となります。

田村(大)委員　もう十分なんですけれども、これの負担が、国・県が 2 分の 1、市が 2 分の 1 ということでよかったですよね。
防災危機管理課主査　はい、2 分の 1 ずつでございます。
上田分科会長　関連はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。
田村(大)委員　事業コード 900 です。同じページでした。防災対策費です。施設設備等保守点検委託料になりますけれども、この中に音声告知端末機の新規導入が入っていると思うんですけれども、全額かどうかちょっとわかりませんけど、この新規導入の件数、市全体になりますよね。そちらの件数がわかればお願いします。
防災危機管理課主査　令和 7 年度につきまして、新規で加入された世帯数につきましては 46 件となっております。
重村委員　それでは、今の音声告知端末機の機器更新の案件で確認をさせてもらいます。多分ですね、ほっちゃの回線を使ってこの端末機を設置して、1 回目の更新だと思うんですね。私が思うのが、報告書にも書いてありますけど、更新年度が令和 6 年から令和 12 年度までもう計画をされて、順次替えていくと、財政負担がないようにということですけど、ひょっとすると令和 12 年度、油谷が終わったら、また耐用年数的に三隅地区の端末機の更新っていうのが必要になってくるのかなっていうようなちょっと感覚があるんですけど、ここらあたりっていうのは担当課としてはどのような計画なのか、見解を持たれているのかというのを確認させてもらっていいですか。
防災危機管理課長　告知端末の更新のことなんですが、油谷が令和 12 年に終了予定です。端末の更新を 10 年で考えておりますので、三隅地区で言いますと令和 6 年度に行っておりますので、おそらく令和 16 年度から更新をかけていきたいというふうに考えております。
重村委員　はい、わかりました。これですね、世帯数が減ってくるとは思いますけど、ある地区からずっと計画的にやると、何年かおいてまた当初の地区から更新していくっていうことが繰り返されていくような状況になると思うんですよね。その中で、私はね、ちょうど、ですから令和 7 年度が俵山の更新でしたけど、機器も非常に新しい状態ですけど、全くもう 5 分ぐらいでさっと取り替えて、さっと帰られるわけですけど、以前も話したと思うんですけど、こういった機器っていうのがね、下取り価格も無いだろうし、また何かで使えるとも思えないんですけどね、まあこれからずっと永劫未来とは言わないけど、これをもう繰り返していくっていう事業になってしまうので、もう何年かに 1 回使い捨てみたいな状態になっていくわけですよね。ここらあたりっていうのが、市の考え方として、極端に言うとですよ、もうリースのほうがいいんじゃないかとかですね、財政負担のこととか、そんなことを考えると、何か何年かに 1 回もう使い捨て状態で、業者にお願いして交換してもらうっていう施策っていうのが、どこかで何か転換期を迎えてね、私は今回の決算とか見るとですね、もうこれは永劫未来ずっと

繰り返していくっていうような事業になれば、どこかで何か経費削減とか何かを圧縮できるというような考えっていうようなものは持たないといけないのかなとも思うんですけど、何かお考えがありましたら確認をしておきたいと思います。
防災危機管理課長　機器につきましては、耐用年数がございます。それで再利用っていうのがなかなか難しいというところはございますので、現在、リースがどのくらいかかるかという金額はこちらのほうで見込んでない状況です。そこも含めまして、リースすることが交換することと金額的によろしいかどうかっていうところをまだ比較しておりませんので、そこも踏まえて考えていきたいというふうに思っております。
上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、防災危機管理課所管全般にわたり、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、防災危機管理課所管の審査を終了します。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は自席で待機願います。

― 休憩　13:55 ―
― 再開　13:56 ―

上田分科会長　休憩前に引き続き会議を始めます。次に、都市建設課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。
都市建設課長　補足説明はございません。
上田分科会長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。
重廣委員　それでは主要な施策報告の 144 ページ、決算書の 250 ページ、費目が「道路橋梁新設改良費」ですね、その中の「過疎対策事業」について伺いたいと思います。この 144 ページには、事業概要、そして事業の成果、課題というふうに書いてありますが、この事業を全て聞くと少し時間かかるかもしれません。事業の成果、課題のところに、ちょっと 3 つの工事について説明をしていただきたいと思います。説明の内容は工事の場所、地元からの意見、そしてまた完成の見込み、また、繰越しされたものがあれば繰越した理由等を。1 番上の市道土手正楽寺線で、それと市道津黄線、そして津黄大橋、1 番下にございますね。その 3 つについて具体的に説明をしていただけたらと思います。なぜこれを選んだかと言いますと、我々は事前に現地審査というのをしておりますので、ちょっと興味深いことがありますのでよろしくお願いします。
建設班長　市道土手正楽寺線ですけれども、こちらのほう令和 5 年から現在工事のほう開始しておりまして、進捗率は 33 パーセントとなっております。工事場所につきましては三隅中地区になります。地元のご意見ですけれども、この事業、なかなか国からの交付金がつかなくて進捗が遅れております。ですので、令和 7 年度に地元の

方と現地で協議をさせていただきまして、見通しの悪いところ、例えば離合ができないところっていうところをヒアリングを行いまして、1 番解消していただきたいっていうところを令和 7 年度に施工をさせていただいております。完成見込みにつきましては、交付金の内示率が悪いことから、完成見込みについて明確な回答ができないという状況でございます。こちらの土手正楽寺線ですけれども、繰越しを行っておりまして、理由につきましては、他事業との事業費調整に期間を要したというところでございます。それから、続きまして、市道津黄線でございます。市道津黄線につきましては、令和 4 年から工事を行いまして、令和 7 年度で事業完了という形になっております。工事場所につきましては、油谷津黄地区になります。地元のご意見といたしましては、こちらのほう、渋滞等緩和対策協議会というのがございまして、こちらのほうで色々と地元の方のご意見等をいただきながら事業のほうやっておったんですけれども、その意見交換会の中で、事業の早期完成と、あと工事期間、通行止め期間がなかなか長いものですから、こちらも短縮を望む声がございました。これを踏まえまして、現地のほうを、事業計画のほうの再検討ということで現地調査を行いまして、安全性が確保されたということになりまして、こちらのほう令和 7 年度で事業のほうを完了という形になっております。

維持班長　それでは、津黄北線の高欄改修工事についてご説明します。進捗状況ですけど、令和 7 年度の繰越事業で、今、高欄の製作中です。高欄はもうほぼ制作が終わった状況です。工事場所は油谷の津黄になります。地元の意見としまして、設置から 30 年が経過しており、腐食が進行していたことから、早急な改修を望まれていました。工事に伴う通行規制ですけど、片側交互通行にて施工することで地元と調整は済んでおります。完成見込みなんですけど、令和 8 年中、今年中には工事は終わる予定としております。繰越し理由としましては、他事業との事業調整に期間を要したためとなります。

重廣委員　ありがとうございました。特に市道土手正楽寺線、令和 5 年からですよね。確かこの当初予算にもあったと思うんですが、今言われたように、過疎債、なかなか国からの、県からですかね、あれが取れないから進捗状況は思うようにいかないというような話がありましたけど。また令和 7 年度については、現地の方と相談して見えづらいところを見やすくしたという、部分的にですね、10 メーター、20 メーター、距離はわかりませんけど、短い仕事だと思うんですよね。ただ、やはり地元の方は全線開通を望んでらっしゃると思うんですけど、それならその予算がつかないからどうのこうのというのは、これはもう市の言い訳なんですよ。地元の方は、工事が進んだら定期的に何年か経ったらやってもらえると思ってると思うんですが、そのあたり、地元との調整についてこれからどのようにされていくのか、伺いたいと思います。

都市建設課長　交付金の内示率がやはり悪いということで、事業進捗が芳しくないということも、実は地元の方とも意見交換の中でお話をしております。それで、委員おっ

しゃるように、毎年一定区間の工事が完了するであろうというふうに地元のほうは期待されておると思うんですけど、このままだとやはり完了がいつになるかというのが言えない状況でございますので、これはあくまでも地元の方との調整が必要だと思うんですが、今回ウィークポイントを改良したように、本当に地元が困ってらっしゃるところを先行してやっていって、事業全体を見直すことも必要ではないかというふうに原課では考えております。その時は必ず地元の意見をしっかり聞いて、地元が納得された場合、事業の短縮を検討することも必要になるかというふうに考えております。

重廣委員　毎年毎年、この工事名が 1 番最初にあがると。（失笑あり）いや、笑い事じゃない。ほんと。今、5 年間ずっとそれなんですよね。金額は元々大きかったですから。ただ、実際にはできないかもしれないと。やはり地元との協議っていうのはね、本当必要だと思います。もうこれやってもらう必要ないよっていう方もおられるかもしれない。その時には、もうこれは休止するとかね、中止とは言いません。ちょっと 1 回休んで、考え方を課の中で考えていくということも必要ではないかと思っております。そしてもう 1 つ、どれだったっけな、津黄大橋ですよね。津黄大橋はまだ今年度は、決算時はまだ繰越して令和 8 年度にやるという話が今ありましたけど、改修、改修、欄干の上に金具をつけるだけの仕事ですか。その辺りはちょっとよく聞きたいんですが。というのが、いろんなとこまで改修されてます。三隅のところも改修されてますけど、橋を、橋梁改修っていうのは、鉄の 50 センチぐらいの棒をざっとつけて、はい、これで終わりましたというところは何か所か見えるんですけど、ただ、それも色がドブ漬けであまり綺麗なもんじゃないていうのがあるんですよ。市がせっかく改修するんやから、もう少し綺麗にならんかなというイメージがありまして、この特に津黄大橋、観光客がほとんど通られるとこなんですけど、もし仕上がったらどのような仕上がりになるんですかね。それをお願いします。

維持班長　津黄大橋の高欄ですけど、支柱は今ある原橋のまま再利用します。支柱に通すビーム、これが 3 段ありますけど、このビーム 3 段を全て撤去して新しく新設します。

都市建設課長　新しく設置するビームに関しましては、塩害対策が必要でございまして、委員おっしゃるように亜鉛のドブ漬けになります。だから、設置当初はちょっとキラキラしておりますが、数か月、数年経てば柱と同じような、グレーのような色合いになって落ち着きが出ると考えております。

田村委員　委員長関連。同じく過疎対策事業ですが、これちょっと読み方が違ってたらすいません。資料、天神十王堂線で正しいですかね。市道天神十王堂線の移転呼称、改良工事、施工延長ですが、これはもう完了したんですか。

建設班長　事業のほうは完了しております。

田村委員　これ仙崎交流プラザの前の道路ということですよね。こちらなんですけれども、元々であった道路と住民の方が通行するときの間隔が違うのか、縁石に乗り上

げたりとか、ちょっと危ないというような声を私聞きまして、行ってみたら確かにタイヤの跡というか、こすれた黒い跡が残ったりしております。工事完了したということで、何かそういった改善要望みたいなものっていうのは挙がってるんでしょうか。

建設班長　実際に仙崎交流プラザのほうから、交差点において縁石が見えづらいというようなお話はこちらのほうに伺っております。それに対しまして、今、ポストコーンを見づらいところには設置をいたしております。

田村委員　わかりました。そのポストコーンっていうのが、その縁石の端っこににょきっと立つようなあれですかね。そういったものであったりとか、ちょっと塗装を変えたりとかっていうふうな工夫が必要なのかなと思ったんですけども、それは実施されてってということで、今年のこと聞いて申し訳ないんですけど、いつ頃実施されたんですか。

維持班長　ちょっとはっきりは覚えてないんですけど、先月、8 月だったと思います。

上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに質疑はございましたら。

重村委員　それでは 1 点ほどお尋ねをします。本会議の総括質疑の中で、これ田村大二郎議員が、本会議で聞いてですね、聞いた内容は、公共施設の老朽化が進む中で維持補修費が前年比に比べて減少してるという、こう質問に対してですね。そこで、市長の答弁の中で、その減少した主たる要因が、防災減災対策の河川整備事業の決算額が減少した関係で減額になってるんだと、決算額がですね、そういう説明を受けてですね、そこで市長は、いや、計画通りにちゃんとやったんですよと。やったんだけど、決算額が前年度に比べたら半分ぐらいになってるから、そこでの減額が大きい要因でしたという答弁をしてるんですけど、これは引き続きもう年次計画でこうされてるんでしょうけど、確か令和 8 年が 2,500 万円ぐらいの確か計上の予算だったと思うんですけど、令和 6 年度に比べて令和 7 年度の決算額っていうのが半分前後ということで、今の状況を見ても、結局河川の氾濫ていうのは非常に市民生活に甚大な影響も及ぼすし、その経済活動にも影響してくる。そういった中で、せっかくこの河川改修、浚渫に関してご理解をいただいて、国のほうもですよ、そういう記載ができるという状況の中で、私は積極的にこれは取り組むべき案件だと思うんですけど、計画通りに令和 7 年度やりましたって、こう報告にはなってますけどね、こういう時期に、私はもう率先してここにやるべきだと。っていうのが、市内の準用河川、市が管理しないといけない河川っていうの、いや、ここも浚渫したほうがいいよねっていうけども、本当に走ってたら縦横無尽にやっぱあると思うんですよ。で、令和 7 年度の決算は計画的にやられたって、もう市長自体が言われてますけどね。それでは順番待ちの状況はもう全くないのかというと、私、そうじゃないだろうと思うんですよ。そこらあたりの見解を課として、令和 7 年の決算どうなのか、計画的にやったからいいじゃなくて、いや、待ってる方がいっぱいいらっしゃいますという状況なのかどうなのか、確認をしておきた

いと思います、
都市建設課長　令和 6 年度と令和 7 年度の浚渫の事業費の大きな差というのが、令和 2 年から令和 6 年までの緊急浚渫事業債が 5 年間の時限的な起債でありまして、令和 6 年度時点で要望箇所がかなりあり、どんどん追加されて残っておりました。それをこの緊急浚渫事業債の最後の年に入れ込まないと、単独でやっていくっていうのは厳しいということで、財政課と協議しまして令和 6 年度で一旦要望を全部消化するということで、事業費が上がりましたが、令和 7 年度の途中に、この緊急浚渫事業債が 7 年度からまた 5 年間延長されますということのアナウンスを受けて、今いただいてる要望を、事業費の平準化を考えて 2,000 万円前後で、浚渫ができるというような計画で、令和 7 年度からやっていくということにしております。
重村委員　はい、わかりました。執行部、原課としてはですね、そうやって計画的にやってるということで安心はいたしました。私が思うのはですね、1 つは、こういった土木に関する予算も、昔 100 万円でできていたものが、今は 150 万円出さないとできないっていうような状況だろうと思うんですよ、私は。だから、計画的に均等割で 2,000 万円ずつって思ってても、総延長の距離を測ってみたら、計画の時は 2 キロメートルできると思っていたものが、実際には 1.2、3 キロメートルしかできないっていうようなことも私は考えられると思うんです。ですから、今のこの社会情勢とかを勘案しながら、それに雨対策っていうのはどこの自治体もですね、きちんと前向きにそこに措置をしていかないといけないという考えのもとにね、令和 7 年度の決算自体を私は否定するものではありませんけど、今の状況と、やっぱり市民生活を守る、経済を守るっていう観点からすれば、この事業というのは、私はもっと積極的に、計画を超えるぐらいのね、やはり原課としては仕事量をやっていくんだというつもり。それから、市民の方にずっと待たせると土砂はどんどん堆積するばっかりですから、それとやっぱりいつ何時来るかわからない、そういう感覚を持ってですね、業務にあたっていただきたいと思うんですけど、見解だけ聞いて終わりにします。
都市建設課長　委員おっしゃるとおりだと思ってます。ちょっとこの辺りは、財政との協議も必要となりますので、またしっかり協議をいたしまして事業量の内容を考えていこうと考えております。
上田分科会長　関連はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。
重廣委員　今河川の災害の話がありましたけど、土砂災害について、これはですね、ページ数 252 ページ、県営急傾斜地崩壊対策事業という事業名になっております。主要な施策の報告書 147 ページです。ここに今やられてます 2 か所、急傾斜の工事名等が入っておりますが、まずこの中で、負担割合 5 パーセントというのと負担割合 10 パーセント、2 種類の表示、のように表記されてますが、この違いについて説明をお願いします。

都市建設課長　負担割合につきましては、現地の斜面の長さ 30 メートルを基準に通常の負担割合が変わることとなっております。また、保全対象に公共施設がある場合に負担割合が軽減されるというものになっております。事業として載せてます惣津地区ですが、ここは斜面高さが 30 メートルを超えるということで大規模斜面というふうに位置づけられまして、通常の負担割合が 10 パーセント、加えまして保全区域に幹線市道であります白潟緑が丘線、避難場所として指定されております仙崎中学校がございますので、負担割合の軽減が適用されて、10 パーセントのところが 5 パーセントというふうな割合になっております。続きまして、中山（7）地区につきましては、まず斜面高さが 30 メートルを切る、30 メートル未満ということで、通常の基本の負担割合が 20 パーセントというふうなところになりますが、惣津地区同様に保全対象に幹線市道、これは中山 1 号線がありますので、負担割合の軽減が適用されて 10 パーセントということになっており、5 パーセントと 10 パーセントに分かれております。

重廣委員　以前もお伺いしたかもしれませんが、この急傾斜地ですよね、県が指定する急傾斜地。昔は通全区、俵山湯町の裏、いろんなところがありましたけど、現在あとどのぐらい残っているのか。もう忘れた頃に、この急傾斜という言葉が入って出てくるんですよね。それと、今この 2 つの工事がありますけど、これが終わったらもう他がないのか、まだどこがあるのか、その辺りについて伺いたいと思います。

都市建設課長　県が国の補助事業を活用して実施しております急傾斜の事業につきましては、採択要件を満たす箇所について、全て事業に着手されております。一方で、山口県が単独で行います自然災害対策事業につきましては、現在、未着手の箇所が 2 か所あるというふうに県のほうから報告を受けております。その 2 か所につきましては、地元同意がまだなかなか整わないということが要因のようです。

重廣委員　その地元同意が整わないというふうにありましたが、その時には市の役割として、その中に仲介役じゃありませんけどね、地元との協議に市は関われるのか、それとも県と地元がやるのか、そのあたりをお伺いします。

都市建設課長　県が実施します国の補助事業、県の単独事業、いずれにしましても市のほうは、どちらかというと地元と県の橋渡しというか、様式の中身とかを精査して、こういうものがいります、こういうところの皆さんに印鑑を取ってきてくださいとか、そういうところは個人情報に注意しながら地元の代表者と調整を行っております。

上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに質疑がございましたら。

田村（大）委員　すみません、ちょっとページが戻ります。246 ページになります。第 2 目「道路橋梁維持費」の事業コード 700「長門地区市道維持管理費」の市道維持補修工事 2,500 万円なんですけれども、これは令和 7 年度当初予算 1,800 万円だったんですが、30 パーセント超増加をしておりますけれども、この市道維持補修工事の増額について内訳がありましたらお願いします。

維持班長　長門地区の市道維持補修工事なんですけど、道路の修繕工事を 41 件、舗装修繕工事 12 件を行いまして、当初予算は 1,890 万円でしたけど、それが 2,567 万 3,450 円、一応これは、長門地区、三隅地区、日置地区、油谷地区全ての維持予算の中から長門地区が、去年に関しては長門地区が要望が多くありましたので、ちょっと長門地区優先にして、他の三隅とか日置地区からの予算を流用して工事のほうを施工しました。

上田分科会長　関連はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。

重廣委員　もう 1 点伺いたいと思います。主要な施策の報告書の 169 ページ、費目といたしましては、「現年公共土木施設災害復旧工事」というのはございます。決算書では 300 ページとなっておりますが、この中に工事名として 6 点、6 つほどありますが、6 番目の久富大橋、これが令和 5 年でしたかね、令和 6 年でしたか、災害が起きまして、もう 2 年間通行止めという私は認識がございます。令和 7 年度においてもうほとんど終わったんでしょうけど、ただ、今も通行止めになってるのかな、もう開通したのかな、ちょっとよくわかりませんけど、そのあたり、地元の方もかなりこの通行止めの期間が長いということで苦労されております。この橋について現況について伺いたいと思います。

建設班長　久富大橋ですけれども、現場のほう、もう施工のほうは完了しまして、交通規制はかけておりません。通行できるような状況となっております。この事業ですけども、発災から 2 年 3 か月っていう長い期間ちょっと通行止めというような形になりまして、通行規制や仮設工事に必要な用地の提供など、地元の方が全面的にご協力いただいたことにより早期完成できたというふうに考えております。また、施工中に関しましても、通行止めでご迷惑をおかけしましたが、特に大きな苦情等はございませんでした。今、10 月中には工事の完了検査を予定しておりまして、これにて事業の完了という形になります。

重廣委員　ちょっと今ほとんど通れる状態って言われましたよね。検査がまだなんですか。検査終わって通行させるんじゃないんですか。私はそういうイメージなんですけど、ちょっとそのことについて。

建設班長　橋梁の検査ですけれども、各部署、部署に中間検査というのを実施しております。この中間検査において、今回であれば橋台とか、桁について図面通りに施工ができてるというところは確認しておりますので、安全性は確保できているという考えでございます。

あともう 1 つ、やはり先ほど申しました通行止め期間がだいぶ長くなっておるというところもございましたので、現在、交通のほう開放という形を取っております。

上田分科会長　関連ございますか(「なし」と呼ぶ者あり)ほかに質疑がございましたら。

田村委員　250 ページです。3 目ですかね「道路橋梁新設改良費」です。事業コード 900「道路橋梁新設開業費」、883 万 6,000 円の事業です。これ、金額に何かがあるということではなくて、主要な施策の報告書にも書いてあるので。令和 5 年度に 2 巡目の橋梁点検が完了したと。で、その結果を踏まえた橋梁の予防保全長寿命化対策を検討し、長寿命化計画の修正を行うことができたとあって、そのあとなんですけれども、点検の実施にあたっては、一部 AI を活用した点検や点検データのシステム化を実施しており、というところなんですけれども、他の自治体でも AI であったりドローンだったりっていうのを活用して橋梁の点検を行っておられるところですが、これを実施をして、何かこう効果があったのか、どのようにあったのか、もし把握をしておられましたらお願いします。

建設班長　AI 点検ですけれども、橋梁点検につきましては、業務委託、コンサルさんに点検していただくものものと、あと直営で市の職員が直営で橋梁点検を行っているものもございます。で、業務委託に出すものにつきましては、大体 5 パーセント程度費用が縮減できているというふうな形で認識をしております。直営点検につきましては、職員のほうが橋梁のほうに出向きまして、橋梁を iPad で写真を撮ることによって橋梁がどのような状態かという判断をするというシステムでございますけれども、こちらのほう数値で表すことはできませんけれども、職員の感触からいくと、今までよりも、写真の整理とかこちらの手間は少なくなっているというふうに聞いております。

上田分科会長　関連ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、都市建設課所管全般にあたりご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で都市建設課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのために暫時休憩します。委員は自席で待機をお願いします。

― 休憩　14:27 ―

― 再開　14:28 ―

上田分科会長　休憩前に引き続き会議を始めます。次に、建築住宅課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

建築住宅課長　補足説明はございません。

上田分科会長　補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

重廣委員　それでは、費目の「住宅管理費」、事業名「空き家対策事業」となっております。決算書 260 ページ、主要や施策の報告書 149 ページです。これは、事業概要、事業の成果、課題等々書いてありますが、補助金につきまして、令和 6 年が 5 件だったのが 4 件となったということが書いてあります。この金額の違いと言いますか、減る

のは仕方ないことかもしれませんが、今年の現状を踏まえてですね、今後の見通し、もし分かることがあれば伺いたいと思います。

建築住宅課長　空き家解体の補助対象は、危険空家と言われる状態で公道や他人の家屋等に隣接しており、倒壊した場合に影響が及ぶ場合が対象となっております。全ての解体が対象でないため、年によってばらつきがございます。因みに、令和 8 年度については、現時点で 6 件、600 万円満額の執行見込みとなっている状況です。今年度については他にもお問い合わせをいただいてる状態ですが、補助金の申請は申請を希望される場合には、来年度のご案内になっているという状況でございます。今後の見通しにつきましては、先ほど申したとおり、ばらつきがありますが、なかなか読みにくいところではありますが、徐々に増加していくという傾向にあると考えております。

重廣委員　はい、わかりました。以前ですね、令和 3 年か 4 年かちょっと忘れましたが、行政代執行というのをやられたんではないかと。地区は申し上げませんが、そういう話がありました。危険空家等はまだまだたくさんあると思っております。でも、これは補助金でございますから、自分で家を解体されるときに市がお金を出すということですよね。100 万円なら 100 万円ほど、それをあてにして自分たちで解体されるっていう話なんですけど、代執行になりますと持ち主もちょっと連絡がつかないとか、いろんなことで、もう危険過ぎて、もうすぐにでも解体しなければならないというふうな判断をされてですね、市のほうが代執行をされるということで過去にもありましたが、これからですね、代執行する予定のものが今計画されているかどうか、それについて伺いたいと思います。

建築住宅課長　空き家につきましては、個人の所有物でありまして、その個人が責任を持って管理するという大前提がございます。しかしながら、所有者が不在、不明の空き家、それから度重なる指導等に対応していただけない空き家で、その空き家で周辺の影響が懸念されるものについては、代執行もやむを得ないものと考えております。

南野委員　先ほどの重廣委員の質疑に対する関連でございますけど、今年度、参考までに、要するに補助金ですよね、空き家解体補助、もう枠いっぱいになったってことで、もう今年度は来年度まで待っていただきたいということの旨を先方にご報告されてるっていうこと聞きましたけど、今回、この危険空家で、今年度補正を組んでまでそういう補助金を増額するという考えは、課にとってないのかどうかを 1 件お尋ねしたいと思います。

建築住宅課長　先ほど申しましたとおり、もう満額の執行状況になっておる状況ですが、現在のところ補正等で対応するという考えはありません。

上田分科会長　関連がございましたら。

重村委員　課長が言われたように、基本はその資産を管理する方がね、責任を持って管理してもらう。だから、必要なくなった家屋っていうのはその方達で責任を持って

解体してもらうというのが大前提であろうと思うんですけど、家屋の解体にも本当に行政の税金を投入しないといけないというような時代が来たのかっていう、少し残念ではありますけど、しかし、危険空家という形を行政サイドとして残して、知りませんよっていうわけにもいかないということで、今こういう事業があると思うんですけど。まず、危険空家という認定が必要だということで、多分、ですから、中山間地域で一軒家とかいうのはあんまり対象にならないのかなって思うんですけど、1 つはですね、その 2 分の 1 が上限ですよということで、申請者世帯の総所得金額が 500 万円未満ということで、いろんな補助を適用するには所得がある程度厳しいだろうなということが予測が、ちゃんと裏付けが取れること、それから税等の滞納がないこととかですね、いろんな条件があると思うんですけど、なかなかですね、私が思うのは、行政が本当にここまで必要かってなると、その危ない、危険な箇所があることは決して良くないから、そこの議論をするつもりはないんですけど、例えばその世帯の所得が 500 万未満であるけれども、資産の状況っていうのはわからないと思うんですよ。例えば、本当にその方が預貯金 0 円なのか、いや実は 1 億円持ってるのか。私はね、でもこういう事業っていうのは、やっぱり条件をきちんと定めて、その税金っていうのは私は使われるべきだって思えばね、その資産の調査っていうのはなかなか厳しいかもしれないけれども、極端に言うとですよ、総所得が 500 万円、ああ今はダメ、まだ税法上ね、私は所得があるから、それじゃあ来年、再来年にやろうかと。そうしたら 500 万円未満になるというような運用もできるわけですよ。そこらあたり、市の見解としたら、私はね、きちんとしたものを持っておかないといけないと思うんですが、そこはどうですか。

建築住宅課長補佐　先ほど委員言われたように、500 万円未満であったとしても資産が 1 億円あるというパターンはあるかと思いますが、これは非常に私どもとしては把握しにくい状況でございます。税金の滞納であれば資産の調査とかできるんですけども、こういった補助金を出す中ではそういったことは非常に難しい状況ですから、例えば市営住宅入居の時にもですね、資産がいくらあっても、今の収入がいくらかによって判断している状況でもございますから、やはり今の収入というところを 1 つの物差しとして考えているところでございます。

重村委員　はい、わかりました。人の資産を調査するっていうのは、それは難しいと思います。しかしね、私は聞き取りの時にそのぐらい聞いてもいいと思うんです。はっきり言うと。私はやはり、それが嘘かもしれないし、本当のことを言ってくれるかもわからないけど、そういう状況だ、だから市はそこに支援をするんですよ。市民のみんなの税金を投入するんですよということはね、私は担当課としたら、資産はございませんねと、厳しいんですねということがね、それは口頭で聞いて、失礼に僕は当たるとも思わないんですよ。でないと、私は、今の財政状況の市政運営の厳しい状況の中でね、やっぱり市民の皆さんに公平、平等にみんなのお金をこういうふうに執行しましたっていう中ではね、聞き取りぐらいはね、私はしてもいいと思います。それが僕は失礼

にあたるとも思わないし、向こうが正直に答えるかどうかは別問題として、預貯金等のあれでね、崩せない状況にあるんですねという確認ぐらいはね、私は取っていいと思うんですけど、どうですか。

建築住宅課長　委員のおっしゃることはごもっともと思うところもございますが、当課だけではなくて、他の課でも同じような条件をつけている補助金とか、あとは他市の事例とか、そこらへんもございますので、今一概にそうしましょうとはなかなかここでは答えにくいところがありますので、ちょっと研究をしてまいりたいなというふうに思います。

上田分科会長　関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、そのほか質疑がございましたら。

重廣委員　それではですね、私、最後になるんですが、決算書 260 ページ、費目が「住宅管理費」なんですが、住まい快適リフォーム助成事業について伺いたいと思います。確か、この令和 7 年度は金額が少し上がったという記憶をしております。そしてですね、一番聞きたいのは、ここに加算条項として市内木材を使用した場合、そして子育て世帯において、また断熱改修工事においてという 3 つの加算条項がございますが、上限の 2 割、つまり 10 万円と、この全て 3 つ使うと 40 万円になりますよね。こういうことを利用された方がおられるかどうか、また、おられなかったらどういうことで加算された条件が一番多かったのかどうかを伺いたいと思います。

建築住宅課長補佐　まず初めに、令和 7 年度が増額であったというようなご発言いただきましたけども、正確には令和 8 年度が増額しておりまして、令和 7 年度は前年並みの予算でございました。それで、加算の件についてですが、令和 7 年度に交付した 143 件のうち、加算があったものは全部で延べ 29 件です。内訳としては、断熱改修の加算が行われたのが 16 件、子育て世帯加算が 11 件、市内木材産加算が 2 件です。で、ちょっと市産材の加算の 2 件は、断熱加算と子育て世帯加算とそれぞれ重複による加算でしたので、申請者で申しますと 27 名が加算を受けたという形になっております。で、その金額としては、最大 40 万円という形になるんですけども、この加算を最大受けられた金額は、全部で 23 万円の方が令和 7 年度については 1 番最高の補助金だったということになっておるところでございます。で、加算が受けにくいという、この中で言えば、市内産木材が 2 件しかなかったということで、1 番申請数が少なかったわけですけども、なかなかこの市産材を確保することが難しかったりとか、どうしても割高になるので、そこを使ってまでという方が少なかったというのが現状でございます。

重廣委員　はい、わかりました。それでは、このリフォーム助成の申請受付期間というのを下に書いてあります。4 月 8 日から 11 月 25 日ですね。これは様々な理由でこのあたりにしたと。3 月いっぱいに仕事を終わらなければいけないから確認するという意味で 11 月 25 日に止めてあるっていうことも、なんとなく、薄々わかります。それか

ら、今までです、これまでに、これは 7 年度の決算なんですけど、それまで、もう 4 月、5 月の段階で全てなくなったとかありましたよね。受付期間をこの範囲にしたことによってバランスよくみんなに行き届くようになったかどうか、それについて伺いたいと思います。

建築住宅課長補佐　令和 7 年度については、11 月 25 日の最終の締め切りまで、補助金がなくなるというか、補助金額に達するということはございませんでしたので、最後まで受付ができたような状況でございます。ただし、令和 8 年度、今年やっている事業につきましては、もう 7 月下旬に、今年度については補助金の予算額の方に達しているという状況でございます。

重廣委員　はい、わかりました。その成果と課題の 1 番下から 2 番目ぐらいですかね、未利用商品券がちょっと気になるんですが、金額は大変少のうございます。未利用商品券ね。全て 10 万円っていうのは商品券で配布されてるってのはわかるんですけど、最近は 9 月いっぱいに使ってくださいよって、よく商品券のメールがたくさん来ておりました。で、皆さんに言ったと思います。ぶちとくながとの追加どうのこうのっつってから、9 月いっぱいで――8 月いっぱいで終わりますっていうメールがありましたが、これはもう使用期間があって、いつ頃まで――もう使用期間過ぎてるから未利用というふうになってるのか、どうなってるんですかね。それと、終わるなら終わる、期限が終わりますよという連絡とかないでしょうけど、そういうことはどうなってるんですか。その辺りについて。

建築住宅課長補佐　言われました通り、この商品券 1 万 6000 円というのは、商品券をお渡ししたにも関わらず、期限までに使われなかった商品券という形になります。で、一応この商品券につきましては 2 月末までを期限としておりまして、例えば早く工事が終わった人についても 2 月末ですし、遅く工事が終わって、一応 12 月までに工事が終わることが条件になってますので、12 月に終わった人についても 2 月末になっておりますので、ちょっとそこら辺は、年度内に執行ということを考えますと、2 月末までっていうのが 1 番長いリミットなのかなというふうに考えておるところでございます。そういった中で、お渡しするときに、有効期限がいつまでですよっていうことをちゃんと本人に直接お伝えして、有効期限のある商品券であることをお伝えしているとこでございます。

上田分科会長　関連ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）、なければ、他に質疑がございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、建築住宅課所管全般にわたり、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で建築住宅課所管の審査を終了します。本日の審査はこの程度にとどめ、この続きは 10 月の 6 日、午前 9 時 30 分から審査を行います。本日はこれで散会します。どなた様もお疲れ様でした。

— 散会 14:45 —